

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(送達の方法)</p> <p>2 の 4 - 1 法第 2 条の 4 の規定により国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 12 条《書類の送達》及び第 14 条《公示送達》の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)。以下この章において「信書便法」という。)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</p> <p>なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税関事務管理人が定められているときは、その税関事務管理人をいう(国税通則法第 12 条第 1 項ただし書)。</p> <p>郵便又は信書便(以下この章において「郵便等」という。)による送達は、必ずしも書留(郵便法第 45 条)配達証明(同法第 47 条)等の特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの(以下この章において「配達証明郵便に準ずる信書便」という。)によることを要せず、普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によって差し支えない。</p> <p>交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所においてその送達を受けるべき者に直接交付することを原則とするが、その者に別段異議がないときには、<u>出会った場所</u>その他その者の住所及び居所以外の場所で交付(出会送達)することができる(国税通則法第 12 条第 4 項ただし書)。</p> <p>なお、交付送達の場合において、送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときには、その者の使用人その他の従業者又は同居者(親族又は生計を一にする者であることを要しない。)で、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することにより送達(補充送達)することができ(同条第 5 項第 1 号)また、書類の送達を受けるべき者若しくは補充送達を受ける者が送達すべき場所におらず、</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(送達の方法)</p> <p>2 の 4 - 1 法第 2 条の 4 <u>《書類の送達等》</u>の規定により国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 12 条《書類の送達》及び第 14 条《公示送達》の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)。以下この章において「信書便法」という。)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</p> <p>なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税関事務管理人が定められているときは、その税関事務管理人をいう(国税通則法第 12 条第 1 項ただし書)。</p> <p>郵便又は信書便(以下この章において「郵便等」という。)による送達は、必ずしも書留(郵便法第 58 条)配達証明(同法第 62 条)等の特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの(以下この章において「配達証明郵便に準ずる信書便」という。)によることを要せず、普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によつて差し支えない。</p> <p>交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所においてその送達を受けるべき者に直接交付することを原則とするが、その者に別段異議がないときには、<u>出会った場所</u>その他その者の住所及び居所以外の場所で交付(出会送達)することができる(国税通則法第 12 条第 4 項ただし書)。</p> <p>なお、交付送達の場合において、送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときには、その者の使用人その他の従業者又は同居者(親族又は生計を一にする者であることを要しない。)で、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することにより送達(補充送達)することができ(同条第 5 項第 1 号)また、書類の送達を受けるべき者若しくは補充送達を受ける者が送達すべき場所におらず、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又はそれらの者が正当な理由（あて名の誤記等）なく書類の受領を拒んだときには、その書類を送達すべき場所（建物の玄関、郵便受箱等）に差し置くことにより送達（差置送達）することができる（同項第 2 号） （省略）</p> <p>（送達の効力）</p> <p>2 の 4 - 2 法第 2 条の 4 の規定による送達の効力は、次のとおりである。 （省略）</p> <p>郵便法第 44 条《特殊取扱》に規定する特殊取扱いによる郵便以外の郵便又は信書便により書類を発送した場合には、その発送の事実がある限り、通常到達すべきであった時に送達があつたものと推定される（国税通則法第 12 条第 2 項）。</p> <p>これらの郵便等により発送した書類については、その推定が有効にできるようとするため、その名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送年月日を確認することができるように記録しておくことを必要とする（同条第 3 項）。</p> <p>公示送達の効力は、送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて 8 日目に生ずる。この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない（国税通則法第 14 条第 3 項）。</p> <p>督促状の送達を公示送達の方法によつて行った場合には、掲示を始めた日が督促状を発した日となる。</p> <p>なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に破れ、又ははがれても、その公示送達の効力に影響はない。</p> <p>（送達の実務）</p> <p>2 の 4 - 3 法第 2 条の 4 の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。 （省略）</p> <p>上記 の書類を郵便等によつて送達する場合においては、それらの税関保存用書類に発送年月日を記載して整理する。</p>	<p>又はそれらの者が正当な理由（あて名の誤記等）なく書類の受領を拒んだときには、その書類を送達すべき場所（建物の玄関、郵便受箱等）に差し置くことにより送達（差置送達）することができる（同項第 2 号） （同左）</p> <p>（送達の効力）</p> <p>2 の 4 - 2 法第 2 条の 4 の規定による送達の効力は、次のとおりである。 （同左）</p> <p>郵便法第 57 条《特殊取扱いの種類》に規定する特殊取扱いによる郵便以外の郵便<u>若しくは特殊取扱いのうち速達の取扱いによる郵便</u>又は信書便により書類を発送した場合には、その発送の事実がある限り、通常到達すべき<u>あつた時に送達があつたもの</u>と推定される（国税通則法第 12 条第 2 項）。</p> <p>これらの郵便等により発送した書類については、その推定が有効にできるようとするため、その名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送年月日を確認することができるように記録しておくことを必要とする（同条第 3 項）。</p> <p>公示送達の効力は、送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて 8 日目に生ずる。この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない（国税通則法第 14 条第 3 項）。</p> <p>督促状の送達を公示送達の方法によつて行った場合には、掲示を始めた日が督促状を発した日となる。</p> <p>なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に破れ、又ははがれても、その公示送達の効力に影響はない。</p> <p>（送達の実務）</p> <p>2 の 4 - 3 法第 2 条の 4 の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。 （同左）</p> <p>上記 の書類を郵便等によつて送達する場合においては、それらの税関保存用書類に発送年月日を記載して整理する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																								
(省略)	(同左)																																								
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付																																								
第 1 節 通則	第 1 節 通則																																								
(協定税率を適用する国)	(協定税率を適用する国)																																								
3 - 3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。	3 - 3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。																																								
我が国の税率適用状況表	我が国の税率適用状況表																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国 (地域) 名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アフリカ州)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> (省略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> カーボヴェルデ</td><td></td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td> (省略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 及び (注 2) (省略)</p>	国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率	(アフリカ州)				(省略)				カーボヴェルデ		—		(省略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>国 (地域) 名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アフリカ州)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> (同左)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> カーボヴェルデ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> (同左)</td><td></td><td></td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 及び (注 2) (同左)</p>	国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率	(アフリカ州)				(同左)				カーボヴェルデ				(同左)			—
国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率																																						
(アフリカ州)																																									
(省略)																																									
カーボヴェルデ		—																																							
(省略)																																									
国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率																																						
(アフリカ州)																																									
(同左)																																									
カーボヴェルデ																																									
(同左)			—																																						
第 2 節 申告納税方式による関税の確定	第 2 節 申告納税方式による関税の確定																																								
(評価申告書の使用区分)	(評価申告書の使用区分)																																								
7 - 8 令第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 9 号若しくは第 10 号に掲げる事項に関する申告を要する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める評価申告書を使用する。	7 - 8 令第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 9 号若しくは第 10 号《評価申告を要する事項》に掲げる事項に関する申告を要する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める評価申告書を使用させる。																																								
定率法第 4 条第 1 項の規定により課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価(個別・包括)申告書」(C - 5300)(以下「評価申告書」という。)を使用する。	定率法第 4 条第 1 項の規定により課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価(個別・包括)申告書」(C - 5300)(以下「評価申告書」という。)を使用させる。																																								
定率法第 4 条の 2 から第 4 条の 6 までの規定のいずれかにより、課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価(個別・包括)申告書」(C - 5310)(以下「評価申告書」という。)を使用する。	定率法第 4 条の 2 から第 4 条の 6 まで《同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定、国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定、変質又は損傷に係																																								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>上記 の評価申告書 により課税価格を計算することとなつてはいる貨物について、定率法第 4 条の 5 又は第 4 条の 6 の規定を適用するときは、評価申告書 及び の双方を使用する。</p> <p>(評価申告書の提出の方法等)</p> <p>7 - 9 評価申告書 及び (以下「評価申告書」という。)は、令第 4 条第 3 項(令第 4 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下この項及び後記 7 - 14 (包括申告書のあて先税関を変更する場合の取扱い)において同じ。)に規定する場合にあっては、令第 4 条第 3 項に規定する方法により、あらかじめ包括的に提出させ、その他の場合にあっては、納税申告の都度個別的に提出させるものとし、それぞれの方式による場合の提出の時期、提出先及び提出部数は、次による。</p> <p>なお、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置かれる貨物(全量積戻しがされることが明らかな貨物を除く。)については、なるべくその蔵入れ、移入れ若しくは総保入れの承認の申請の時又はそれ以前に評価申告書を提出させるよう指導する。</p>		<p>る輸入貨物の課税価格の決定、航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例》の規定のいずれかにより、課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価(個別・包括)申告書」(C - 5310)(以下「評価申告書」という。)を使用する。</p> <p>上記 の評価申告書 により課税価格を計算することとなつてはいる貨物について、定率法第 4 条の 5 又は第 4 条の 6 の規定を適用するときは、評価申告書 及び の双方を使用する。</p> <p>(評価申告書の提出の方法等)</p> <p>7 - 9 評価申告書 及び (以下「評価申告書」という。)は、令第 4 条第 3 項《包括申告》(令第 4 条の 2 第 4 項《特例申告の場合における準用》において準用する場合を含む。以下この項及び後記 7 - 14 (包括申告書のあて先税関を変更する場合の取扱い)において同じ。)に規定する場合にあっては、令第 4 条第 3 項に規定する方法により、あらかじめ包括的に提出させ、その他の場合にあっては、納税申告の都度個別的に提出させるものとし、それぞれの方式による場合の提出の時期、提出先及び提出部数は、次による。</p> <p>なお、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置かれる貨物(全量積戻しがされることが明らかな貨物を除く。)については、なるべくその蔵入れ、移入れ若しくは総保入れの承認の申請の時又はそれ以前に評価申告書を提出させるよう指導する。</p>	
評価申告書 の 提 出 方 法	提 出 の 時 期	提 出 先	提 出 部 数
包括申告方 式	輸入(納税) 申告書等の 提出と同時 又はそれ以 前	貨物の主要な輸入予 定地を管轄する税關 長(支署長、出張所 長を含む。)	2 部(原本及び申告者 交付用。)
評価申告書 の 提 出 方 法	提 出 の 時 期	提 出 先	提 出 部 数
包括申告方 式	輸入(納税) 申告書等の 提出と同時 又はそれ以 前	貨物の主要な輸入予 定地を管轄する税關 長(支署長、出張所 長を含む。)	2 部(原本及び申告者 交付用。)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
個別申告方式	輸入(納税) 申告書等の提出と同時	納税申告をする税関長(支署長、出張所長を含む。)	1部	個別申告方式	輸入(納税) 申告書等の提出と同時	納税申告をする税関長(支署長、出張所長を含む。)	1部
(評価申告書 の提出の省略)				(評価申告書 の提出の省略)			
7 - 12 納税申告に係る貨物が前記 7 - 8 の規定により評価申告書 の提出を要する場合においても、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その提出を <u>省略して差し支えない</u> 。				7 - 12 納税申告に係る貨物が前記 7 - 8 の規定により評価申告書 の提出を要する場合においても、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その提出を <u>省略させて差し支えない</u> 。			
及び (省略)				及び (同左)			
(包括申告書の変更届)				(包括申告書の変更届)			
7 - 13 令第 4 条第 5 項(令第 4 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による包括申告書の記載事項の変更の届出は、次により行うものとする。				7 - 13 令第 4 条第 5 項《包括申告書の変更届》(令第 4 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による包括申告書の記載事項の変更の届出は、次により行わせるものとする。			
当該変更が包括申告書の上部枠内の欄の記載事項に係るもの(例えば、品名の一部追加 <u>若しくは抹消又は輸入者の住所</u> <u>若しくは名称等の変更</u>)である場合その他当該変更の内容が簡易のものである場合には、「評価(包括)申告書記載事項の一部変更届」(C - 5320) 2 部を当該包括申告書のあて先税關へ提出する。				当該変更が包括申告書の上部枠内の欄の記載事項に係るもの(例えば、 <u>関係税關</u> <u>若しくは品名の一部追加又はまつ消</u> <u>輸入者の住所</u> <u>名称等の変更</u>)である場合その他当該変更の内容が簡易のものである場合には、「評価(包括)申告書記載事項の一部変更届」(C - 5320) 2 部を当該包括申告書のあて先税關へ提出させる。			
なお、 <u>関係税關のみの変更があったときは、当該変更の届出は要しないものとする。</u>				上記 以外の場合には、変更後の内容に基づく包括申告書を改めて提出させるものとする。			
上記 以外の場合には、変更後の内容に基づく包括申告書を改めて提出するものとする。				包括申告書に添付して提出した書類(例えば、価格表)の内容に変更が生じ、かつ、当該包括申告書の記載事項に変更のない場合においても、「評価(包括)申告書記載事項の一部変更届」に変更に係る書類を添付したものの 2 部(原本、交付用)を当該包括申告書のあて先税關へ提出する。			
(包括申告書のあて先税關を変更する場合の取扱い)				(包括申告書のあて先税關を変更する場合の取扱い)			
7 - 14 令第 4 条第 3 項に規定する包括申告書(以下この項、後記 7 - 16(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い)及び 7 - 21(個別評価申告				7 - 14 令第 4 条第 3 項《包括申告書》に規定する包括申告書(以下この項、後記 7 - 16(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い)及び 7 - 21			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書の事前審査の手続等)において「包括申告書」という。)を提出していたが、当該包括申告書を提出した税関での輸入がなくなり、他の税関で継続輸入されることとなつた場合その他これに準ずる場合において、輸入者が当該包括申告書のあて先税関を他の税関に変更することを希望するときは、当該包括申告書を後記 7 - 15《包括申告書の撤回》により撤回を求めた上、当該他の税関に対し新たに包括申告書を提出するよう求める。</p> <p>なお、当初の包括申告書を受理した税関は、その撤回後遅滞なく当該包括申告書その他の関係書類のそれぞれの写しを変更後のあて先税関に送付する。</p> <p>(包括申告書の撤回)</p> <p>7 - 15 包括申告書の提出後において、その申告に係る貨物の取引がなくなり、又は長期間にわたりその貨物の輸入の申告がないことになつたときは、包括申告書の提出先税關に対して、その包括申告書を撤回する旨の申出を行う。</p> <p>(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い)</p> <p>7 - 16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。</p> <p>包括申告書が提出されている場合の取扱い</p> <p>イ 包括申告書が提出されている場合において、当該包括申告書の再審査又は事後調査等の結果、当該包括申告書の記載事項(税額の計算に影響を及ぼす事項に限る。)が正当に表示されていない(当該包括申告書の提出後その記載事項に変更があつた場合を含む。)ことが判明したときは、当該包括申告書に係る個々の納税申告で当該記載事項が正当に表示されないこととなつた日以後の日を法第 5 条《適用法令》に規定する日(以下この項において「法令適用の日」という。)とするものについて、その課税標準及び税額(以下この項において「税額等」という。)を更正し、又はこれを修正する申告を求めるものとする。</p> <p>ロ 上記イの場合において、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該各号に定めるところにより処理するものとする。</p>	<p>(個別評価申告書の事前審査の手續等)において「包括申告書」という。)を提出していたが、当該包括申告書を提出した税関での輸入がなくなり、他の税関で継続輸入されることとなつた場合その他これに準ずる場合において、輸入者が当該包括申告書のあて先税関を他の税関に変更することを希望するときは、当該包括申告書を後記 7 - 15《包括申告書の撤回》により撤回させた上、当該他の税関に対し新たに包括申告書を提出させる。</p> <p>なお、当初の包括申告書を受理した税関は、その撤回後遅滞なく当該包括申告書その他の関係書類のそれぞれの写しを変更後のあて先税関に送付する。</p> <p>(包括申告書の撤回)</p> <p>7 - 15 包括申告書の提出後において、その申告に係る貨物の取引がなくなり、又は長期間にわたりその貨物の輸入の申告がないことになつたときは、包括申告書の提出先税關に対して、その包括申告書を撤回する旨の申出をさせる。</p> <p>(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い)</p> <p>7 - 16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。</p> <p>包括申告書が提出されている場合の取扱い</p> <p>イ 包括申告書が提出されている場合において、当該包括申告書の再審査又は事後調査等の結果、当該包括申告書の記載事項(税額の計算に影響を及ぼす事項に限る。)が正当に表示されていない(当該包括申告書の提出後その記載事項に変更があつた場合を含む。)ことが判明したときは、当該包括申告書に係る個々の納税申告で当該記載事項が正当に表示されないこととなつた日以後の日を法第 5 条《適用法令》に規定する日(以下この項において「法令適用の日」という。)とするものについて、その課税標準及び税額(以下この項において「税額等」という。)を更正し、又はこれを修正する申告をさせるものとする。</p> <p>ロ 上記イの場合において、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該各号に定めるところにより処理するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) 当該包括申告書の提出後における税關の取扱いの変更により、提出時には正当表示されていた記載事項が正当でなくなつた場合又は提出時には申告を要しなかつた事項が申告を要する事項となつた場合 当該税關の取扱いの変更の日以後の日を法令適用の日とする納税申告について、上記イの処理を行う。</p> <p>(ロ) その他当該記載事項が正当に表示されていないこととなつた日以後の日を法令適用の日とする納税申告について上記イの処理を行うことが著しく不適当であると認められる場合 上記イにかかわらず、当該記載事項が正当に表示されていないことが判明した日以後の日を法令適用の日とする納税申告について、上記イの処理を行う。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7 - 19 の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>照会者</p> <p>照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者が行うものとする。</p> <p>対象となる照会の範囲</p> <p>輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈、適用その他関税評価上の取扱い(以下この項において「法令の解釈等」という。)に関する照会で、次の要件のすべてを満たすときに、文書回答を行うこととする。</p> <p>イ 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会であるとき</p> <p>ロ 照会者が、照会の申出の際に、下記 イの(イ)から(ト)までの事項を記載した書面及び下記 イの(イ)の資料を提出することが可能であるとき</p> <p>ハ 取引等に係る関税評価上の取扱い等が、過去に公開された文書回答等において明らかになつてないとき</p> <p>二 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の規定の適用を</p>	<p>(イ) 当該包括申告書の提出後における税關の取扱いの変更により、提出時には正当表示されていた記載事項が正当でなくなつた場合又は提出時には申告を要しなかつた事項が申告を要する事項となつた場合 当該税關の取扱いの変更の日以後の日を法令適用の日とする納税申告について、上記イの処理を行う。</p> <p>(ロ) その他当該記載事項が正当に表示されていないこととなつた日以後の日を法令適用の日とする納税申告について上記イの処理を行うことが著しく不適当であると認められる場合 上記イにかかわらず、当該記載事項が正当に表示されていないことが判明した日以後の日を法令適用の日とする納税申告について、上記イの処理を行う。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7 - 19 の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>照会者</p> <p>照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者に行わせるものとする。</p> <p>対象となる照会の範囲</p> <p>貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈、適用その他関税評価上の取扱い(以下この項において「法令の解釈等」という。)に関する照会で、次の要件のすべてを満たすときに、文書回答を行うこととする。</p> <p>イ 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会であるとき</p> <p>ロ 照会者が、照会の申出の際に、下記 イの(イ)から(ト)までの事項を記載した書面及び下記 イの(イ)の資料を提出することが可能であるとき</p> <p>ハ 取引等に係る関税評価上の取扱い等が、過去に公開された文書回答等において明らかになつてないとき</p> <p>二 関税定率法等の関税等の免税の規定の適用を受ける貨物の照会でな</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
受ける貨物の照会でないとき	いとき
二 照会に係る取引等が、 <u>関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするもの</u> でないとき	<p>木 上記イからニまでのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであるとき</p> <p>(Ⅰ) <u>関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</u></p> <p>(Ⅱ) 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの</p> <p>(Ⅲ) 照会に係る取引等が、<u>関税・消費税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p>(Ⅳ) 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</p> <p>(Ⅴ) 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</p>
木 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等関税評価上の紛争等が生じているものでないとき	(Ⅵ) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等関税評価上の紛争等が生じているもの
ヘ 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いものでないとき	(Ⅶ) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
ト 上記イからヘまでのほか、照会の内容が次に掲げる事項に該当しないものであるとき	(Ⅷ) 関連する複数の取引の一部のみを照会しているもの
(Ⅰ) <u>関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</u>	(Ⅸ) 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの
	(Ⅹ) 上記(Ⅰ)から(Ⅸ)までのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもので、例えば、次のような場合。 照会の前提となる関税評価に係る法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(Ⅲ) 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの</p> <p>(Ⅳ) 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</p> <p>(Ⅴ) 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがあるもの</p> <p>(Ⅵ) 関連する複数の取引の一部のみを照会しているもの</p> <p>(Ⅶ) 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</p> <p>(Ⅷ) 上記(Ⅰ)から(Ⅶ)までのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもので、例えば、次のような場合。 　　照会の前提となる関税評価に係る法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合 　　法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</p> <p>なお、関税無税のもの（消費税及び地方消費税のみ課されるもの）についても、事前教示の対象とすることに留意する。</p> <p>受理</p> <p>イ 照会については、原則として、照会者が次の(Ⅰ)から(Ⅺ)までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C - 1000 - 6）（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（つづき）」をC - 1000 - 6に添付するものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及び(Ⅱ)の資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税關の首席關稅評價官（首席關稅評價官を置かない税關にあっては關稅評價官。以下この項及び7 - 19の3において「首席關稅評價官等」という。）に対して1通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(Ⅰ)～(Ⅺ)（省略）</p> <p>□（省略）</p>	<p>(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。</p> <p>改正前</p> <p>なお、関税無税のもの（消費税のみ課されるもの）についても、事前教示の対象とすることに留意する。</p> <p>受理</p> <p>イ 照会については、原則として、照会者が次の(Ⅰ)から(Ⅺ)までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C - 1000 - 6）（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（つづき）」をC - 1000 - 6に添付の上、割印させるものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及び(Ⅱ)の資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税關の首席關稅評價官（首席關稅評價官を置かない税關にあっては關稅評價官。以下この項及び7 - 19の3において「首席關稅評價官等」という。）に対して1通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(Ⅰ)～(Ⅺ)（同左）</p> <p>□（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 照会応答担当者は、当該照会文書に係る照会が上記 イから<u>ヘ</u>までに掲げる要件を満たすか否かを確認し、かつ、<u>上記</u>トの要件に該当するか否かを可能な限り検討し、文書回答の対象とならない照会に当たるおそれがあると考えられる場合には、照会者に対して、文書回答の趣旨や範囲等を説明した上で、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を伝えるなど適切に対応する。</p> <p>受理後の処理</p> <p>イ （省略）</p> <p>口 担当税関は、評価照会書の受理後においても、必要に応じ、照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(ⅰ) 「事前教示に係る補足説明書」（C - 1002）（以下この項において「補足説明書」という。）の所定の欄に質問事項又はどのような追加資料が必要かを記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に<u>必要事項の記載を求め</u>、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める。</p> <p>(ⅱ) 評価照会書の所定欄に<u>必要事項の追記を求め</u>、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める。</p> <p>なお、資料の追加提出等を求める場合には、納税申告予定日及び当該資料の追加提出等に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。</p> <p>また、補足説明を受けた場合には、形式要件審査表に必要事項を記載するとともに、補足説明書の提出があったときには、補足説明書は提出済の評価照会書と割印をし、保管する。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>～ （省略）</p> <p>意見の申出</p> <p>照会に対する文書回答（変更通知を含む。）に対し、照会者が意見を有し、当該回答の再検討を希望する場合には、当該回答を行った担当税關に対して意見の申出を行うこととし、その手続及び処理については、次による。</p> <p>イ 意見の申出は、「事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）</p>	<p>ハ 照会応答担当者は、当該照会文書に係る照会が上記 イから<u>二</u>までに掲げる要件を満たすものであるか否かを可能な限り確認し、文書回答の対象とならない照会に当たるおそれがあると考えられる場合には、照会者に対して、文書回答の趣旨や範囲等を説明した上で、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を伝えるなど適切に対応する。</p> <p>受理後の処理</p> <p>イ （同左）</p> <p>口 担当税関は、評価照会書の受理後においても、必要に応じ、照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(ⅰ) 「事前教示に係る補足説明書」（C - 1002）（以下この項において「補足説明書」という。）の所定の欄に質問事項又はどのような追加資料が必要かを記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に<u>必要事項を記載させ</u>、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出させる。</p> <p>(ⅱ) 評価照会書の所定欄に<u>必要事項を追記させ</u>、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出させる。</p> <p>なお、資料の追加提出等を求める場合には、納税申告予定日及び当該資料の追加提出等に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。</p> <p>また、補足説明を受けた場合には、形式要件審査表に必要事項を記載するとともに、補足説明書の提出があったときには、補足説明書は提出済の評価照会書と割印をし、保管する。</p> <p>ハ （同左）</p> <p>～ （同左）</p> <p>意見の申出</p> <p>照会に対する文書回答（変更通知を含む。）に対し、照会者が意見を有し、当該回答の再検討を希望する場合には、当該回答を行った担当税關に対して意見の申出をさせることとし、その手續及び処理については、次による。</p> <p>イ 意見の申出は、「事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に関する意見の申出書」(C - 1001 - 1) (以下この項において「申出書」という。)により<u>行うものとする</u>。</p> <p>口～ハ (省略)</p> <p>及び (省略)</p> <p>評価回答書の取扱い</p> <p>イ 評価申告における評価回答書の取扱い</p> <p>評価申告書に添付された上記 口により照会者に対して交付又は送達された評価回答書又は上記 口により照会者に対して交付又は送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）の取扱いは次によるものとする。</p> <p>なお、評価申告書に回答書等を添付する場合は、評価申告書に回答書等に付された登録番号及び回答年月日を記載するよう求める。</p> <p>(ⅰ) 評価申告書に回答書等が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記(ⅱ)に該当するものを除く。）に記載された取引に係る関税評価上の解釈を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について上記 口による変更が行われていないことについて確認しておくものとし、事前教示の対象となった取引と評価申告されている取引が同一であるかについても十分に確認するものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達した税關の首席關稅評價官等と協議するものとする（通關部門が他關の首席關稅評價官等と協議するときは自關の首席關稅評價官等を通じて協議するものとする。）</p> <p>(ⅱ) 評価申告書の審査上、尊重しないものとされる回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付するよう求める。（例えば、上記の規定により示された有効期限を経過した評価回答書、法令の改正により影響を受け、参考とならなくなつた評価回答書、又は上記 口による変更が行われた場合における変更前の評価回答書等。）</p> <p>口 納税申告書（評価申告書が提出されたものを除く。）に添付された回答書等の取扱いについては、上記イに準じるものとする。</p> <p>ハ 包括申告書が撤回された場合の評価回答書の取扱い</p> <p>回答書等の添付された包括申告書について、前記 7 - 15（包括申告書の撤回）の規定により撤回する旨の申出がなされた場合は、当該回</p>	<p>に関する意見の申出書」(C - 1001 - 1) (以下この項において「申出書」という。)により<u>行わせるものとする</u>。</p> <p>口～ハ (同左)</p> <p>及び (同左)</p> <p>評価回答書の取扱い</p> <p>イ 評価申告における評価回答書の取扱い</p> <p>評価申告書に添付された上記 口により照会者に対して交付又は送達された評価回答書又は上記 口により照会者に対して交付又は送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）の取扱いは次によるものとする。</p> <p>なお、評価申告書に回答書等を添付する場合は、評価申告書に回答書等に付された登録番号及び回答年月日を記載させるものとする。</p> <p>(ⅰ) 評価申告書に回答書等が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記(ⅱ)に該当するものを除く。）に記載された取引に係る関税評価上の解釈を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について上記 口による変更が行われていないことについて確認しておくものとし、事前教示の対象となった取引と評価申告されている取引が同一であるかについても十分に確認するものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達した税關の首席關稅評價官等と協議するものとする（通關部門が他關の首席關稅評價官等と協議するときは自關の首席關稅評價官等を通じて協議するものとする。）</p> <p>(ⅱ) 評価申告書の審査上、尊重しないものとされる回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。（例えば、上記の規定により示された有効期限を経過した評価回答書、法令の改正により影響を受け、参考とならなくなつた評価回答書、又は上記 口による変更が行われた場合における変更前の評価回答書等。）</p> <p>口 納税申告書（評価申告書が提出されたものを除く。）に添付された回答書等の取扱いについては、上記イに準じるものとする。</p> <p>ハ 包括申告書が撤回された場合の評価回答書の取扱い</p> <p>回答書等の添付された包括申告書について、前記 7 - 15（包括申告書の撤回）の規定により撤回する旨の申出がなされた場合は、当該回</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>答書等は返付するよう求める。 (省略)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等) 7 - 19 の 3 口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>照会者 照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者が行うものとする。 ~ (省略)</p> <p>(個別評価申告書の事前審査) 7 - 20 前記 7 - 9 (評価申告書の提出の方法等)において個別申告方式により提出することとされている評価申告書(以下本項及び次項において「個別評価申告書」という。)について、当該個別評価申告書に係る貨物を輸入しようとする者(委任を受けた通関業者を含む。以下本項及び次項において「輸入者等」という。)が、納税申告前にこれを提出し、その審査(以下本項及び次項において「事前審査」という。)を求める場合は、次のいずれにも該当するときにこれを行うものとする。</p> <p>(省略) 個別評価申告書に係る貨物が納税申告前(原則として本邦到着前)であつて、かつ、事前審査に必要と認められる書類(例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる帳票類等)の提出が可能であるとき。 なお、前記 7 - 10 (評価申告書の提出を要しない場合)の に掲げる場合であつても、輸入者等が個別評価申告書を提出し、事前審査を求めることができることに留意する。</p> <p>(個別評価申告書の事前審査の手続等) 7 - 21 前記 7 - 20 (個別評価申告書の事前審査)に規定する事前審査の手続は、次による。</p>	<p>答書等は返付させるものとする。 (同左)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等) 7 - 19 の 3 口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>照会者 照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者に行わせるものとする。 ~ (同左)</p> <p>(個別評価申告書の事前審査) 7 - 20 前記 7 - 9 (評価申告書の提出の方法等)において個別申告方式により提出することとされている評価申告書(以下本項及び次項において「個別評価申告書」という。)について、当該個別評価申告書に係る貨物を輸入しようとする者(委任を受けた通関業者を含む。以下本項及び次項において「輸入者等」という。)が、納税申告前にこれを提出し、その審査(以下本項及び次項において「事前審査」という。)を求める場合は、次のいずれにも該当するときにこれを行うものとする。</p> <p>(同左) 個別評価申告書に係る貨物が納税申告前(原則として本邦到着前)であつて、かつ、事前審査に必要と認められる書類(例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる帳票類等)の提出が可能であるとき。 なお、前記 7 - 10 (評価申告書の提出を要しない場合)の に掲げる場合であつても、輸入者等が個別評価申告書を提出し、事前審査を求めできることに留意する。</p> <p>(個別評価申告書の事前審査の手続等) 7 - 21 前記 7 - 20 (個別評価申告書の事前審査)に規定する事前審査の手続は、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>及び (省略)</p> <p>事前審査に係る個別評価申告書の受付</p> <p>事前審査に係る個別評価申告書を受け付けたときは、当該個別評価申告書の事前審査欄に記された「事前審査」等の朱書きの下に受付番号及び受付年月日を付す。</p> <p>なお、当該個別評価申告書に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者等に通知し、所要の補正等を<u>求めた上で受け付けるものとする。</u></p> <p><u>おつて</u>、事前審査の過程で必要な書類が提出されない場合又は事前審査に係る個別評価申告書の提出日と納税申告の予定日とが近接している場合には、事前審査を受け付けず、又は、受付番号等を抹消した上で受付を取り消すことができる。</p> <p>事前審査の処理等</p> <p>事前審査に<u>当たっては</u>、事前審査に係る個別評価申告書の申告年月日欄に記入された納税申告の予定日までに審査を<u>終了する</u>よう努めるものとし、審査が終了した場合は、事前審査欄に審査印（C - 5000）を押なつする。</p> <p>なお、事前審査の過程で、提出された個別評価申告書の内容に異動が生じている場合には、審査の終了前に輸入者等による補正が必要であることに留意する。</p> <p><u>おつて</u>、事前審査の終了後に、当該審査を終了した個別評価申告書の内容に異動が生じた場合には、輸入者等からの申出を受けて、当該個別評価申告書の補正を行う必要があるが、異動の内容によつては事前審査の受付を取り消すこととなるので留意する。</p> <p>(省略)</p> <p>通関予定官署が変更された場合の取扱い</p> <p>イ 変更後の通關予定官署が同一税關の管内である場合 輸入者等に事前審査に係る個別評価申告書のあて先欄の訂正を求める。</p> <p>ロ 変更後の通關予定官署が他税關の管内となる場合 輸入者等に交付済みの個別評価申告書の提出を求め、当該個別評価申告書の審査印等を抹消した上で、輸入者等に返却する。</p>	<p>及び (同左)</p> <p>事前審査に係る個別評価申告書の受付</p> <p>事前審査に係る個別評価申告書を受け付けたときは、当該個別評価申告書の事前審査欄に記された「事前審査」等の朱書きの下に受付番号及び受付年月日を付す。</p> <p>なお、当該個別評価申告書に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者等に通知し、所要の補正等を<u>行わせた上で受け付けるものとする。</u></p> <p><u>おつて</u>、事前審査の過程で必要な書類が提出されない場合又は事前審査に係る個別評価申告書の提出日と納税申告の予定日とが近接している場合には、事前審査を受け付けず、又は、受付番号等を抹消した上で受付を取り消すことができる。</p> <p>事前審査の処理等</p> <p>事前審査に<u>当たつては</u>、事前審査に係る個別評価申告書の申告年月日欄に記入された納税申告の予定日までに審査を<u>終了させる</u>よう努めるものとし、審査が終了した場合は、事前審査欄に審査印（C - 5000）を押なつする。</p> <p>なお、事前審査の過程で、提出された個別評価申告書の内容に異動が生じている場合には、審査の終了前に輸入者等による補正が必要であることに留意する。</p> <p><u>おつて</u>、事前審査の終了後に、当該審査を終了した個別評価申告書の内容に異動が生じた場合には、輸入者等からの申出を受けて、当該個別評価申告書の補正を行う必要があるが、異動の内容によつては事前審査の受付を取り消すこととなるので留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>通關予定官署が変更された場合の取扱い</p> <p>イ 変更後の通關予定官署が同一税關の管内である場合 輸入者等に事前審査に係る個別評価申告書のあて先欄の訂正を求める。</p> <p>ロ 変更後の通關予定官署が他税關の管内となる場合 輸入者等に交付済みの個別評価申告書の提出を求め、当該個別評価申告書の審査印等を抹消した上で、輸入者等に返却する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、輸入者等からの希望があり、かつ、納税申告予定日までに一定の期間がある場合には、当該個別評価申告書の輸入者等への返却に代えて、変更後の通關予定官署を管轄する税關（首席關稅評價官等）に原本等を送付する。送付を受けた税關においては、<u>の規定による個別評価申告書の提出があつたものとして、処理を行うものとする。</u></p> <p><u>おつて、事前審査の過程で通關予定官署が他税關の管内に所在する官署に変更された場合についても同様に取り扱うものとする。</u></p> <p>事前審査の終了前に納税申告が行われる場合等の取扱い</p> <p>輸入者等は事前審査の必要がなく<u>なつたとき</u>又は事前審査の終了前に納税申告（予備申告を含む。）を行うときは、速やかに当該事前審査に係る個別評価申告書を提出した税關にその旨を連絡する。連絡を受けた税關は受付番号等を抹消の上、当該個別評価申告書を輸入者等に返却する。</p> <p>なお、輸入者等が事前審査の結論に同意しない旨の意思表示を行つたときについても、同様に取り扱うものとする。</p> <p><u>おつて、事前審査が終了していないこと等は、当該事前審査に係る貨物の輸入（納税）申告書等の受理に何らの影響を与えるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>9の6 - 6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」（C - 1090）2通に同条各項に掲げる次の書類等を添付して提出する。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税關官署のいずれか一の税關官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税關官署）に提出する。</p> <p>イ 国税通則法第50条第1号及び第2号に掲げる担保</p> <p>(Ⅰ) (省略)</p> <p>(Ⅱ) <u>振替株式等（令第8条の2第1項に規定する振替株式等をいう。以下この項及び後記9の6 - 10において同じ。）であるとき</u></p>	<p>なお、輸入者等からの希望があり、かつ、納税申告予定日までに一定の期間がある場合には、当該個別評価申告書の輸入者等への返却に代えて、変更後の通關予定官署を管轄する税關（首席關稅評價官等）に原本等を送付する。送付を受けた税關においては、<u>の規定による個別評価申告書の提出があつたものとして、処理を行うものとする。</u></p> <p><u>おつて、事前審査の過程で通關予定官署が他税關の管内に所在する官署に変更された場合についても同様に取り扱うものとする。</u></p> <p>事前審査の終了前に納税申告が行われる場合等の取扱い</p> <p>輸入者等は事前審査の必要がなく<u>なつたとき</u>又は事前審査の終了前に納税申告（予備申告を含む。）を行うときは、速やかに当該事前審査に係る個別評価申告書を提出した税關にその旨を連絡する。連絡を受けた税關は受付番号等を抹消の上、当該個別評価申告書を輸入者等に返却する。</p> <p>なお、輸入者等が事前審査の結論に同意しない旨の意思表示を行つたときについても、同様に取り扱うものとする。</p> <p><u>おつて、事前審査が終了していないこと等は、当該事前審査に係る貨物の輸入（納税）申告書等の受理に何らの影響を与えるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>9の6 - 6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」（C - 1090）2通に同条各項に掲げる次の書類等を添付して提出する。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税關官署のいずれか一の税關官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税關官署）に提出する。</p> <p>イ 国税通則法第50条第1号及び第2号に掲げる担保</p> <p>(Ⅰ) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「振替株式等担保提供・解除申出書」(C - 1095) 2 通</p> <p>(Ⅱ) 上記(Ⅰ)又は(Ⅲ)以外のものであるとき 供託書の正本</p> <p>口～ニ (省略)</p> <p>~ (省略)</p> <p>令第 8 条の 2 第 2 項に規定する「振替の申請」とは、振替株式等を担保として提供しようとする者が、当該振替株式等の振替口座簿を管理している口座管理機関（証券会社等）に対して行う振替の申請をいうので、担保提供者から上記 のイの(Ⅱ)に該当する担保の提供の申出があった場合は、当該担保提供者に対し、当該申出書に記載された振替株式等について税関長口座（質権欄）への振替の申請を行うことを求める。</p>	<p>(Ⅱ) 上記(Ⅰ)以外のものであるとき 供託書の正本</p> <p>口～ニ (同左)</p> <p>~ (同左)</p>
<p>（担保の解除手続）</p> <p>9の6 - 10 令第 8 条の 4 の規定により担保を解除する場合の手続は、次による。</p> <p>担保の全部の解除を受けようとする者がある場合には、「担保解除申請書」(C - 1110) 及び先に交付した担保預り証に同条各号に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類を添付して請求するものとし、担保を引き続いて提供する必要がないことの確認を行った上、担保解除通知書（担保解除申請書の交付用）とともに担保を返還する。なお、供託書又は登録済通知書の正本を返還する場合にあっては、「供託原因消滅証明申請書」（金銭用 C - 1120、有価証券用 C - 1121）又は「登録原因消滅証明申請書」(C - 1122) を提出するものとし、供託原因消滅証明書又は登録原因消滅証明書（各申請書の交付用）を併せて交付する。</p> <p>ただし、一括担保の解除を受けようとする者がある場合には、上記の担保解除申請書等を、受理税關官署に提出する。</p> <p>担保として金銭又は国債、地方債若しくは社債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの（振替株式等を除く。以下本項及び後記10 - 2 の において「国債等」という。）が供託されている場合において、それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について供託原因消滅証明書を交付する。</p>	<p>（担保の解除手続）</p> <p>9の6 - 10 令第 8 条の 4 の規定により担保を解除する場合の手續は、次による。</p> <p>担保の全部の解除を受けようとする者がある場合には、「担保解除申請書」(C - 1110) 及び先に交付した担保預り証に同条各号に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類を添付して請求させ、担保を引き続いて提供させる必要がないことの確認を行った上、担保解除通知書（担保解除申請書の交付用）とともに担保を返還する。なお、供託書又は登録済通知書の正本を返還する場合にあっては、「供託原因消滅証明申請書」（金銭用 C - 1120、有価証券用 C - 1121）又は「登録原因消滅証明申請書」(C - 1122) を提出させ、供託原因消滅証明書又は登録原因消滅証明書（各申請書の交付用）を併せて交付する。</p> <p>ただし、一括担保の解除を受けようとする者がある場合には、上記の担保解除申請書等を、受理税關官署に提出させる。</p> <p>担保として金銭又は国債、地方債若しくは社債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの（以下本項及び後記10 - 2 の において「国債等」という。）が供託されている場合において、それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について供託原因消滅証明書を交付する。ただし、供託されてい</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ただし、供託されている担保が国債等であり、その一部につき分割して解除することができない場合においては、この限りでない。 (省略)</p> <p>— <u>担保として振替株式等が提供されている場合においては、担保解除申請書、担保預り証及び令第 8 条の 4 各号に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類に加え、「振替株式等担保提供・解除申出書」(C - 1095) 2 通の提出を求める。</u></p> <p><u>複数の振替株式等が提供されている場合であって、それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅した場合においては、当該事実を証する書類及び担保預り証に加え、「振替株式等担保提供・解除申出書」2 通の提出を求める。</u></p> <p><u>「振替株式等担保提供・解除申出書」の提出があった場合は、当該申出書に記載されている振替株式等について、税関長の口座（質権欄）から担保提供者の口座への振替手続を行う。</u></p> <p>— (省略)</p>	<p>る担保が国債等であり、その一部につき分割して解除することができない場合においては、この限りでない。 (同左)</p>
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 5 節 保税展示場	第 5 節 保税展示場
<p>(法第 62 条の 2 の規定に関する用語の意義)</p> <p>62 の 2 - 1 法第 62 条の 2 の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>及び (省略)</p> <p>規則第 5 条第 3 号に規定する「これに準ずる者」とは、特殊法人（特別の法律により設立される法人をいう。例えば、日本赤十字社）で営利を目的としない者をいう。</p> <p>規則第 5 条第 4 号に規定する「後援」とは、一般に博覧会等の開催につき役務を提供し、又は物的な援助を行うことによりその開催に協力することをいうものとする。ただし、後援する機関が本邦又は外国の行政機関である場合には、役務の提供又は物的な援助を伴わないときであっても、その他の事情等を総合的に勘案し、妥当と認められるときは、後</p>	<p>(法第 62 条の 2 の規定に関する用語の意義)</p> <p>62 の 2 - 1 法第 62 条の 2 《保税展示場の許可》の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>規則第 5 条第 1 号《博覧会等の指定》に規定する「これに準ずる者」とは、特殊法人（特別の法律により設立される法人をいう。例えば、日本赤十字社）で営利を目的としない者をいう。</p> <p>規則第 5 条第 2 号《税関長が承認したもの》に規定する「後援」とは、一般に博覧会等の開催につき役務を提供し、又は物的な援助を行うことによりその開催に協力することをいうものとする。ただし、後援する機関が本邦又は外国の行政機関である場合には、役務の提供又は物的な援助を伴わないときであっても、その他の事情等を総合的に勘案し、妥当</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
援に該当するものとして取り扱って差し支えない。	と認められるときは、後援に該当するものとして取り扱つて差し支えない。
(博覧会等の承認の申請手続等) 62 の 2 - 8 規則第 6 条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。 規則第 6 条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C - 3335) とし、2 通（原本、承認書用）に規則第 5 条第 4 号の規定に該当する者の後援を証する書類（同号に規定する博覧会等の申請に限る。）並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各 1 通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税關（本關。以下この項において同じ。）（当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税關が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税關）へ提出することを求めるものとする。 なお、規則第 5 条第 2 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 2 号に規定する承認又は規則第 5 条第 4 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 4 号に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて差し支えない。この場合の申請書の受理は、保税地域の許可を担当する部門において行うものとする。 (省略) 上記 の承認の申請に際し、申請に係る博覧会等が規則第 5 条第 2 号又は同条第 4 号に規定する博覧会等かどうかの認定については、次による。 <u>イ 規則第 5 条第 2 号に規定する博覧会等については、以下のいずれかに該当するものであること</u> (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人又は同条第 2 号に規定する公益財団法人が開催するもの (ロ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備	(博覧会等の承認の申請手続等) 62 の 2 - 8 規則第 6 条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。 規則第 6 条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C - 3335) とし、2 通（原本、承認書用）に規則第 5 条第 2 号の規定に該当する者の後援を証する書類並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各 1 通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税關（本關。以下この項において同じ。）（当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税關が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税關）へ提出することを求めるものとする。 なお、規則第 5 条第 2 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 2 号に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて差し支えない。この場合の申請書の受理は、保税地域の許可を担当する部門において行うものとする。 (同左) 上記 の承認の申請に際し、申請に係る博覧会等が規則第 5 条第 2 号に規定する博覧会等かどうかの認定については、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が開催するもの</p> <p>(八) 上記(イ)に準ずる者が開催するものであって、公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業をいう。）を行うことを主たる目的とすると認められるもの</p> <p>□ 規則第 5 条第 4 号に規定する博覧会等については、以下の事項を満たすものであること。</p> <p>(1) 博覧会等の開催が文化、経済、技術の交流を目的とするものと認められること</p> <p>(ロ) 博覧会等の開催が貿易の一層の促進に寄与するものと認められること</p> <p>(ハ) 博覧会等の開催が地域の国際化・活性化に寄与するものと認められること</p> <p>(二) 後援者が上記イ(1)又は(ロ)に該当する者であること（後援者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）</p> <p>（省略）</p>	<p>イ 博覧会等の開催が文化、経済、技術の交流を目的とするものと認められること</p> <p>ロ 博覧会等の開催が貿易の一層の促進に寄与するものと認められること</p> <p>ハ 博覧会等の開催が地域の国際化・活性化に寄与するものと認められること</p> <p>（同左）</p>

第 6 章 通 関

第 1 節 一般輸出通關

（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）

67 - 1 - 19 輸出を条件として、関税若しくは内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の軽減、免除（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 29 条《輸出免税》、たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 14 条《輸出免税》及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）（以下「一般承継財確法」という。）第 9 条《未納税移出等》、揮発油税法（昭和 32 年法律第 55 号）第 15 条《輸出免税》及び地方揮発油税法（昭和 30 年法律第 104 号）第 6 条《未納税移出等》、石油ガス税法（昭和 40 年法律第 156 号）第 11 条《輸出免税》並びに石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 11 条《輸出免税》の規定の適

第 6 章 通 関

第 1 節 一般輸出通關

（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）

67 - 1 - 19 輸出を条件として、関税若しくは内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の軽減、免除（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 29 条《輸出免税》、たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 14 条《輸出免税》及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）（以下「一般承継財確法」という。）第 9 条《未納税移出等》、揮発油税法（昭和 32 年法律第 55 号）第 15 条《輸出免税》及び地方道路税法（昭和 30 年法律第 104 号）第 6 条《未納税移出等》、石油ガス税法（昭和 40 年法律第 156 号）第 11 条《輸出免税》並びに石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 11 条《輸出免税》の規定の適用

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用を受ける輸出貨物を除く。)又は払戻し(減額を含む。)若しくは還付(減額を含む。)(たばこ税法第 15 条《課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付》及び一般承継財確法第 10 条《課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付》の規定の適用を受ける輸出貨物を除く。)を受け又は受けようとするものについては、監視部門による船積みの確認を受けた輸出許可書を当該許可を行った通関部門に提示させ、原本に船積年月日を記入する。</p> <p>なお、積戻し貨物については、前記 63 - 18 (到着の確認を受けた積戻し許可書の提示) の規定により積戻し許可書が提示された際に上記船積年月日の記入を行うこととなるので、留意する。</p> <p>(積戻し貨物に係る輸出申告の時期の特例の準用)</p> <p><u>75 - 2 法第 75 条の規定により準用する法第 67 条の 2 の取扱いについて は、前記 67 の 2 - 1 - 1 から 67 の 2 - 1 - 4 までの規定に準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>用を受ける輸出貨物を除く。)又は払戻し(減額を含む。)若しくは還付(減額を含む。)(たばこ税法第 15 条《課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付》及び一般承継財確法第 10 条《課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付》の規定の適用を受ける輸出貨物を除く。)を受け又は受けようとするものについては、監視部門による船積みの確認を受けた輸出許可書を当該許可を行つた通関部門に提示させ、原本に船積年月日を記入する。</p> <p>なお、積戻し貨物については、前記 63 - 18 (到着の確認を受けた積戻し許可書の提示) の規定により積戻し許可書が提示された際に上記船積年月日の記入を行うこととなるので、留意する。</p> <p>(新規)</p>
第 3 節 一般輸入通關	第 3 節 一般輸入通關
<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67 - 3 - 4 輸入申告書には、法第 68 条の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付するほか、次に掲げる書類を添付する。ただし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合に限り仕入書又はこれに代わる書類を提出するものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、当分の間、一般的の輸入申告と同様に提出するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>定率法又は暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除又は払戻しを受けようとする場合であって輸入申告(特例申告貨物に係る輸入申告を除く。)の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類</p>	<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67 - 3 - 4 輸入申告書には、法第 68 条の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付するほか、次に掲げる書類を添付する。ただし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合に限り仕入書又はこれに代わる書類を提出するものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、当分の間、一般的の輸入申告と同様に提出するものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>協定税率、E P A 税率若しくは特惠税率の適用又は定率法若しくは暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようとする場合であって輸入申告(特例申告貨物を除く。)の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類(協定税率適用の場合にあっては、後記 68 - 3 - 7 の方法により令第 61 条第 1 項第</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>— <u>EPA 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行ってないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</u></p> <p>— <u>協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書（後記 68 - 3 - 7 の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原产地証明書の確認を的確に行ってないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。）</u></p> <p>— 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書又は証明書（特例申告貨物の輸入申告にあっては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。）</p>	<p><u>1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）</u></p>
第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関	（同左）
（EPA 税率を適用する場合の取扱い）	（EPA 税率を適用する場合の取扱い）
<p>68 - 5 - 1 EPA 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの又は特例申告貨物（前記 67 - 3 - 4 により EPA 税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るもの）を除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>～（省略）</p>	<p>68 - 5 - 1 EPA 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの又は<u>特例輸入者の特例貨物</u>に係るもの）を除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>～（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(各種通知書等の送付方法)</p> <p>69 の 2 ~ 69 の 10 - 2 税關官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4 - 1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、<u>簡易書留</u>）をもって交付することとする。</p> <p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4 - 1 の 及び 2 の 4 - 2 の による公示送達によるものとする。</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69 の 2 - 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>業として輸出されるものでないもの</p> <p>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(各種通知書等の送付方法)</p> <p>69 の 2 ~ 69 の 10 - 2 税關官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4 - 1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、<u>配達記録付郵便</u>）をもって交付することとする。</p> <p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4 - 1 の 及び 2 の 4 - 2 の による公示送達によるものとする。</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69 の 2 - 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>業として輸出されるものでないもの</p> <p>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記 69 の 3 - 1 の認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>及び (同左)</p> <p><u>(認定手続)</u></p> <p><u>69 の 3 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</u></p> <p>— 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署</p> <p>イ 認定依頼</p> <p>(イ) 一般輸出貨物の場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸出貨物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品について前記 67-3-13（税関における見本の採取）に準じて見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」（C-5604）（以下この節において「認定依頼書」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。</p> <p>(注) 認定依頼を受けた署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。 下記(Ⅰ)において同じ。</p> <p>(Ⅰ) 旅具通関扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長（統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸出に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。）は、「保管証」（C-5606）を 2 部作成し、1 部を輸出者に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、速やかに知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。</p> <p>(注) 認定依頼を受けた知的財産担当官は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議するものとする。 なお、監視部知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(Ⅱ) 國際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されて不出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る國際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便事業株式会社支店又は郵便局（以下この節において「取扱郵便局等」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>品発見通報書」(C-5608)(以下この節において「発見通報書」という。)をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。</p> <p>□ 輸出者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(Ⅰ) 認定手続を開始する旨の通知は、輸出者等に対しては「認定手続開始通知書(輸出者用)」(C-5610)(国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書(差出人用)」(C-5612)。以下この節において「認定手続開始通知書(輸出者等用)」という。)を、権利者に対しては「認定手続開始通知書(権利者用)」(C-5614)をそれぞれ交付することにより行う。</p> <p>(Ⅱ) 実用新案権のうち後記 69 の 4 - 3 の イの(Ⅰ)に定めるものについては、同項の イの(Ⅰ)の 警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。</p> <p>(Ⅲ) 輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して 10 日(行政機関の休日にに関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)以内とする(過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。)ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)については、原則として、3 日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。</p> <p>八 生産者の氏名等の通知</p> <p>法第 69 条の 3 第 3 項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記口の規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5616)により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認める場合」とは、税關への提出書類又は疑義貨物(梱包、説</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>明書等を含む。)に、例えば、「製造者名」、「MANUFACTURER」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書(輸出者等用)」の日付の日の翌日から起算して 1 か月以内を目途として、次により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「輸出(積戻し)差止申立書」、その添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。 — なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸出差止申立てにおいて提出された外観から侵害すると認める物品を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などが記載された資料により確認を行うとともに、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。 — 輸出者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。 — なお、上記の口の(イ)で設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。 — 輸出者等又は権利者の一方が、その主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが判明した場合には、その証拠の提出をしようとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>— 輸出者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸出者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。</p> <p>(注) 個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。</p> <p>(Ⅰ) 「輸出（積戻し）差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸出者等又は申立人から点検の申請があった場合には、「疑義貨物点検申請書」(C-5618)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報(法第 69 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(Ⅱ)において同じ。)が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税關官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(Ⅱ) 「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸出者等又は申立人から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合であって、次のいずれにも該当する場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸出者等又は申立人に対し説明するものとする。</p> <p>— 「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」に記載された疑義貨物の数量が 5 個以下の場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>— 当該申出をした輸出者等又は申立人(当該輸出者等又は申立人の他に実際に上記①の貨物の点検を実施する者がいる場合には、その者)の住所から疑義貨物が置かれている税関官署等まで、鉄道（新幹線を除く。）を利用して概ね二時間以上の移動時間を要する場合</p> <p>(二) 疑義貨物の認定に際し、疑義貨物に係る個別具体的な情報の取扱いに十分注意したうえで、必要に応じて権利者に対し疑義貨物の鑑定を依頼する。</p> <p>なお、鑑定に際しては、輸出者等から当該物品を権利者へ提示するのに問題となる箇所がないか確認のうえ、問題がある旨の申出があり、当該申出に理由があると認められる場合は、当該箇所を被覆したうえで提示すること。</p> <p>(注) 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(イ) 「認定手続開始通知書（輸出者等用）」の日付の日から 1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。</p> <p>(ウ) 輸出者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(エ) 認定手続の過程において、輸出者等から疑義貨物について自発的処理を行う旨申出があった場合には、次により取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸出同意書の提出又は切除等の修正の場合 当該処理を認め、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱う。 — 保税地域（他所蔵置場所を含む以下この節及び次節において同じ。）における廃棄若しくは滅却、国内引取り又は任意放棄の場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>あらかじめ、輸出されないこととなる理由を記載した「<u>輸出取りやめ届出書</u>」(C - 5619) 及び国内引取りの場合は権利者の同意書を提出させた上で、当該処理を認め、処理が行われたことを確認のうえ認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>本 <u>輸出者等及び権利者への認定通知等</u> <u>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記二(ト)の場合を含む。）又は上記二(ト)の（により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「<u>知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書</u>」(C-5620) をもって通報するとともに、輸出者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>輸出者等への通知</u> 「<u>認定通知書（輸出者用）</u>」(C-5622)(国際郵便物にあっては「<u>認定通知書（差出人用）</u>」(C-5624)) 以下この節において「<u>認定通知書（輸出者用）</u>」という。) を交付する。 なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「<u>認定通知書（輸出者等用）</u>」には、「<u>任意放棄書</u>」(C-5380) を添付する。</p> <p>(ロ) <u>輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「<u>保税取締部門</u>」という。）に対して輸出者に「<u>認定通知書（輸出者等用）</u>」を交付したことを通報する。</u></p> <p>(ハ) <u>権利者への通知</u> — <u>認定結果の通知</u> 「<u>認定通知書（権利者用）</u>」(C-5626) を交付する。 — <u>認定手続取りやめ通知</u> 「<u>処理結果通知書</u>」(C-5628) を交付する。</p> <p>— 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税關官署</p> <p>イ <u>一般輸出貨物の場合</u> 発見部門の長は、侵害疑義物品について前記 67- 3 -13 に準じて見本を採取したうえ、上記 の口からホまでにより処理する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(注) 発見部門の長は、必要に応じ本關知的財産調査官に協議する。 以下ハにおいて同じ。</p> <p>口 旅具通關扱貨物の場合 発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を輸出者に交付して 侵害疑義物品を保管したうえ、上記 の口からホまでにより処理する。 (注) 発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議する ものとする。 なお、監視部知的財産担当官は、必要に応じ本關知的財産調査 官に協議するものとする。</p> <p>八 國際郵便物の場合 発見部門の長は、取扱郵便局等に対して侵害疑義物品が発見された 旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記 の口からホまでに より処理する。</p> <p>裁判外紛争解決手続の活用</p> <p>イ 認定手続の当事者である権利者及び輸出者等が合意のうえ、当該認 定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財 産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続 (訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事 者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以 下同じ。)を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判 外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行うこととして差し支えない。 この場合においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」 (C - 5630) 3 部(原本、権利者及び輸出者等交付用)を提出させる ものとする。</p> <p>口 当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸出者等か らその結果を証する書類を提出させるものとする。この場合において、 当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、 権利者及び輸出者等に対し 5 日(行政機関の休日の日数は算入し ない。)以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。</p> <p>八 なお、裁判外紛争処理手続により解決する場合であっても、通關解 放までの期限が延長されるものではないことに留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(侵害疑義物品を発見した場合の取扱い)</p> <p>69 の 3 - 1 - 1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 見本の採取等 <ul style="list-style-type: none"> 1 一般輸出貨物の場合 <p>発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸出貨物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品について前記 67-3-13（検査における見本の採取）に準じて見本を採取する。</p> 口 旅具通関扱貨物の場合 <p>発見部門の長（統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸出に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。）は、「保管証」(C-5606)を 2 部作成し、1 部を輸出者に交付して侵害疑義物品を保管する。</p> ハ 國際郵便物の場合 <p>発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る國際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便事業株式会社支店又は郵便局（以下この節において「取扱郵便局等」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」(C-5608)をもって通報する。</p> — 認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当 <ul style="list-style-type: none"> イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署 <p>侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記 の取扱いをしたうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5604)（以下この節において「認定依頼書」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記 69 の 3 - 1 - 2 から 69 の 3 - 1 - 8 に規定する事務を処理するものとする。</p> 口 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税關官署 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>侵害疑義物品の発見部門の長が、後記 69 の 3 - 1 - 2 から 69 の 3 - 1 - 8 に規定する事務を処理するものとする。</u></p> <p>— <u>本関知的財産調査官等との協議</u> <u>上記 のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記 の口に規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に(上記 の口の場合には、監視部の知的財産担当官を経て)協議するものとする。</u></p> <p>— <u>実用新案権に係る留意点</u> <u>実用新案権のうち後記 69 の 4 - 3 の のイの(イ)に定めるものについては、同項の のイの(イ)の警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。</u></p> <p><u>(認定手続開始通知)</u></p> <p>69 の 3 - 1 - 2 法第 69 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>— <u>輸出者等への認定手続開始通知</u> <u>輸出者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸出者用）」（C-5610）（国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）」（C-5612）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸出者等用）」）とある。</u></p> <p>— <u>権利者への認定手続開始通知</u> <u>権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C-5614）を交付することにより行う。</u></p> <p>— <u>生産者の氏名等の通知</u> <u>生産者の氏名等の通知は、次により行うものとする。</u></p> <p>イ <u>当該認定手続に係る疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が認定手続開始通知を行う際に明らかである場合は、当該認定手続開始通知に併せて通知することとする。</u></p> <p>ロ <u>当該認定手続中に当該疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>所が明らかになった場合は「<u>疑義貨物に係る生産者通知書</u>」(C-5616)により、権利者に通知することとする。</p> <p>ハ 法第 69 条の 3 第 3 項に規定する生産者の氏名等が「明らかであると認める場合」とは、税關への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名」、「MANUFACTURER」、「produced by × ×」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。</p>	
<p>(証拠・意見の提出期限)</p> <p>69 の 3 - 1 - 3 前記 69 の 3 - 1 - 2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の 3 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>— 回答期限</p> <p>輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して 10 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)以内とする(過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。)ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)については、原則として、3 日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。</p> <p>— 回答期限の延長</p> <p>上記 の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面(任意の様式)により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通關解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要</p>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>(疑義貨物に対する調査等)</p> <p><u>69 の 3 - 1 - 4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>認定手続の期間</u> 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」の日付の日の翌日から起算して 1 か月以内を目途とする。1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うこととなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。 — <u>疑義貨物の確認による調査</u> 調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸出差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、関係機関に対し、速やかに DNA 鑑定の依頼を行うものとする。 — <u>輸出者等又は権利者からの証拠又は意見に基づく調査</u> 前記 69 の 3 - 1 - 3 の規定により輸出者等又は権利者から提出された証拠又は陳述された意見に基づく調査は、次のとおり行うものとする。 イ 輸出者等又は権利者の一方がその主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが明らかとなつた場合には、当該他方の者に対してその証拠を提出するようしようようする。 ロ 輸出者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸出者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。 (注) 個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容に 	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。</u></p> <p>— <u>疑義貨物の鑑定</u></p> <p><u>疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。</u></p> <p>イ <u>権利者に鑑定を依頼する場合には、疑義貨物に係る情報の取扱いに十分な注意を払うものとする。</u></p> <p>ロ <u>当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、あらかじめ当該疑義貨物の輸出者等から同意を得るとともに、提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。</u></p> <p>ハ <u>疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。</u></p> <p>— <u>認定が困難である場合等</u></p> <p><u>輸出者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</u></p> <p>(疑義貨物の点検等)</p> <p>69 の 3 - 1 - 5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>— <u>点検の申請</u></p> <p><u>輸出者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5618)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出するよう求めめる。</u></p> <p>— <u>個別情報の取扱い</u></p> <p><u>申立人による疑義貨物の点検の際には、疑義貨物に係る個別具体的な</u></p>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>情報(法第 69 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。)が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</u></p> <p><u>税関職員の立会い</u></p> <p><u>点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</u></p> <p><u>(画像情報の送信)</u></p> <p><u>69 の 3 - 1 - 6 認定手続において、輸出者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>輸出差止申立書が受理されている場合</u></p> <p><u>当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係るものである場合であって、「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」に記載された疑義貨物の数量が 10 個以下の場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸出者等又は申立人に対し説明するものとする。</u></p> <p><u>輸出差止申立書が受理されていない場合</u></p> <p><u>当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係るものではない場合は、原則として、画像情報の電子メールによる送信は行わない。</u></p> <p><u>(裁判外紛争解決手続の活用)</u></p> <p><u>69 の 3 - 1 - 7 認定手続の当事者である権利者及び輸出者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者の</u></p>	<p>(新規)</p>
	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。) を活用して紛争を解決することを希望する場合の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>申請書等の提出</u> 「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」(C-5630) 3部(原本、権利者及び輸出者等交付用)の提出を求めるものとする。当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸出者等からその結果を証する書類の提出を求めるものとする。 — <u>紛争解決手続の結果に基づく認定</u> 上記に規定する結果を証する書類が提出された場合は、原則として、当該書類の内容を踏まえ、侵害の該否を認定するものとする。当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸出者等に対し 5 日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。 — <u>通関解放との関係</u> 裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。 <p>(認定通知等)</p> <p>69 の 3 - 1 - 8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>発見部門の長に対する通報</u> 認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5620)を送付し、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を通報する。 — <u>輸出者等への通知</u> 「認定通知書(輸出者用)」(C-5622)(国際郵便物にあっては「認定通知書(差出人用)」(C-5624))以下この節において「認定通知書(輸出者等用)」という。)を交付する。 なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定 	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>通知書（差出入用）</u>には、「任意放棄書」(C-5380)を添付する。</p> <p>(注) <u>輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」を交付した旨を通報する。</u></p> <p>— <u>権利者への通知</u></p> <p><u>認定結果については「認定通知書（権利者用）」(C-5626)を、認定手続きを取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」(C-5628)を交付する。</u></p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3 - 2 発見部門の長は、<u>輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</u></p> <p><u>認められる自発的処理</u></p> <p>輸出者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p><u>疑義貨物に係る自発的処理</u></p> <p>イ <u>保税地域における廃棄又は滅却</u></p> <p><u>疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」(C-5619)を提出させたうえで、当該処理を認め、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。なお、法第 34 条に規定する手続又は法第 45 条に規定する手続は不要であるので留意する。</u></p> <p>ロ <u>輸出同意書の提出</u></p> <p><u>輸出者が、権利者からの輸出同意書（権利者が当該貨物の輸出について同意する旨を記載した書類。以下同じ。）を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸出を認める。</u></p> <p>ハ <u>侵害の疑いのある部分の切除等の修正</u></p> <p><u>輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に</u></p>	<p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3 - 2 <u>輸出者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</u></p> <p>輸出者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>発見部門の長は、<u>輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税取締部門にも通報する。</u></p> <p>なお、採取見本については前記 67-3-13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。</p> <p>イ <u>一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合</u></p> <p>(1) <u>輸出者が保税地域における廃棄若しくは滅却又は国内引取りを行うことを申し出た場合</u></p> <p><u>輸出申告を撤回させたうえ、疑義貨物又は侵害物品を廃棄若しくは滅却又は国内引取りさせる（侵害物品については、廃棄等を行う旨の書面及び国内引取りの場合は権利者の同意書を提出させる。）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」(C-5632)により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、<u>処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</u></p> <p>二 任意放棄</p> <p><u>輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」及び「輸出取りやめ届出書」の提出を求め、輸出者が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続をとりやめる。</u></p> <p>ホ 国内引取り</p> <p><u>輸出者等が疑義貨物の国内への引き取りを申し出た場合は、「輸出取りやめ届出書」及び権利者の同意書を提出させたうえで、当該疑義貨物の国内への引取りを認めるとともに、認定手続をとりやめる。</u></p> <p>一 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p><u>侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、廃棄を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、当該侵害物品の廃棄を認めるものとする。なお、法第 34 条に規定する手続又は法第 45 条に規定する手続は不要であるので留意する。</u></p> <p>ロ 輸出同意書の提出</p> <p><u>輸出者が、権利者からの輸出同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸出を認める。</u></p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p><u>輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。</u></p>	<p>(Ⅰ) <u>輸出者が権利者からの輸出同意書を提出した場合</u> <u>輸出を認める。</u></p> <p>(Ⅱ) <u>輸出者が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</u></p> <p><u>権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」(C-5632)により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認める（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めないこと）。</u></p> <p>(Ⅲ) <u>輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合</u> <u>「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、輸出者が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。</u></p> <p>ロ 国際郵便物の場合</p> <p>(Ⅳ) <u>差出人が権利者からの輸出同意書を提出した場合</u> <u>取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」(C-5634)をもって通報する。</u></p> <p>(Ⅴ) <u>差出人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</u></p> <p><u>権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めないこと）。</u></p> <p>(Ⅵ) <u>差出人が任意放棄する意思を明らかにした場合</u></p>

新旧对照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵關第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p>	<p>「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、差出人が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局等に対し、当該物品が差出人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。</p>
<p><u>二 任意放棄</u></p> <p>輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸出者が当該侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、当該侵害物品の引渡しを受ける。</p>	<p>(1) 差出人が国内引取りの意思を明らかにした場合</p> <p>国内引取りを行う旨の書面及び権利者の同意書の提出を求め、取扱郵便局等に対し、差出人が当該物品の国内引取りを行う旨を、当該書面の写しをもって通報する。</p>
<p><u>ホ 国内引取り</u></p> <p>輸出者等が侵害物品の国内への引き取りを申し出た場合は、国内引取りをする旨の書面及び権利者の同意書を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、当該侵害物品の国内への引取りを認める。</p>	
<p><u>一 他部門への通報</u></p> <p>上記 又は に規定する自発的処理の結果については、発見部門の長が認定手続を執った場合を除き、速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官及び保税取締部門に通報する。</p>	
<p><u>一 取扱郵便局等への通報</u></p> <p>疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記 の口からホまで又は の口からホまでに規定する処理が行われた場合、取扱郵便局等に対し通報するものとする。この際、上記 の口若しくはハ又は の口若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」(C-5634)により、上記 のニ又は のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより、上記 のホ又は のホによる処理が行われた場合には国内引取りを行う旨の書面の写しにより通報するものとする。</p>	
<p><u>一 採取した見本の扱い</u></p> <p>採取見本については前記 67-3-13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。</p>	
<p>（侵害物品の没収の手続）</p>	<p>（侵害物品の没収の手続）</p>
<p>69の3-4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議</p>	<p>69の3-4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保稅地域若しくは取扱郵便局等に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本關知的財產調査官に協議するものとする。</p> <p>没収の手續は次によるものとする。</p> <p>一般輸出貨物及び旅具通關扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、輸出者に対して「關稅法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号該當物品沒収通知書」(C-5636) (以下この節において「没収通知書」という。) を交付する。</p> <p>国際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。</p> <p>また、取扱郵便局等に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p> <p><u>(廃棄の手續)</u></p> <p><u>69 の 3 - 5 前記 69 の 3 - 2 の規定に従い任意放棄された物品(以下この節において「任意放棄物品」という。)及び前記 69 の 3 - 4 の規定に従い没収された物品(以下この節において「没収物品」という。)の処理は次による。</u></p> <p>会計課長への引継ぎ</p> <p>発見部門の長(支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長)は、任意放棄物品又は没収物品について、「關稅法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号該當物品引継書」(C-5639)に「任意放棄書」又は「没収通知書」の写しを添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p> <p>国庫帰属の通知</p> <p>任意放棄物品又は没収物品が税關官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。</p> <p>任意放棄物品及び没収物品の処理</p> <p>会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速</p>	<p>申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保稅地域若しくは取扱郵便局等に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本關知的財產調査官に協議するものとする。</p> <p>没収の手續は次によるものとする。</p> <p>1 一般輸出貨物及び旅具通關扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、輸出者に対して「關稅法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号該當物品沒収通知書」(C-5636) (以下この節において「没収通知書」という。) を交付する。</p> <p>口 国際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。</p> <p>また、取扱郵便局等に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する異議申立て、審査請求又は行政処分取消訴訟（以下「行政争訟」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。</p> <p>見本とする場合</p> <p>会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができます。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記に準じ、廃棄するものとする。</p> <p>物品の管理</p> <p>会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。</p>	
(輸出差止実績の公表)	(輸出差止実績の公表)
69 の 3 - 6 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。	69 の 3 - 5 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。
侵害物品及び輸出者が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕向国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。	侵害物品及び輸出者が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕向国別の全国分件数及び点数を集計し、四半期毎に公表する。
各税關においては、上記の範囲の実績並びに各税關の知的財産別、品目別、仕向国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えない。	各税關においては、輸出差止実績について照会があった場合、上記の範囲の実績並びに各税關の知的財産別、品目別、仕向国別の件数及び点数の実績について回答して差し支えない。
(輸出(積戻し)差止申立書の添付資料)	(輸出(積戻し)差止申立書の添付資料)
69 の 4 - 3 「輸出(積戻し)差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。	69 の 4 - 3 「輸出(積戻し)差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。
知的財産の内容を証する書類	知的財産の内容を証する書類
登録原簿の謄本(認証官印付きであることを要しない。)及び公報(登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、	登録原簿の謄本及び公報(登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。） (注) (省略) 侵害の事実を疎明するための資料 イ～ハ (省略) 二 著作権又は著作隣接権 侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の 及び に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） 侵害すると認める物品が著作物に依拠していること 侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること ホ及びヘ (省略) ~ (省略) (輸出差止申立ての受理前の公表等) 69 の 4 - 6 前記 69 の 4 - 2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。 ~ (省略) 利害関係者による意見書の提出 イ (省略) 口 利害関係者からの追加意見書の提出 上記 により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）（以</p> <p>等表示等については、法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。） (注) (同左) 侵害の事実を疎明するための資料 イ～ハ (同左) 二 著作権又は著作隣接権 侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の 及び に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、<u>判定書</u>又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） 侵害すると認める物品が著作物に依拠していること 侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること ホ及びヘ (同左) ~ (同左) (輸出差止申立ての受理前の公表等) 69 の 4 - 6 前記 69 の 4 - 2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。 ~ (同左) 利害関係者による意見書の提出 イ (同左) 口 利害関係者からの追加意見書の提出 上記 により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）（以</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>下「専門委員制度運用通達」という。」の第 1 章の 3 の <u>_____に規定する意見聴取の場を開催する場合は、その開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日</u>までに、追加意見書の提出を認めるものとする。 (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)</p> <p>69 の 4 - 7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>申立先税関は、<u>申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の</u> <u>_____に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申し立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 3 章において準用する第 1 章の 12 の規定によるものとする。</u> 及び (省略) <u>申立先税関の本關知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」(C-5656) 又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」(C-5658) を申立人に交付するとともに、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。なお、当該輸出差止申立ての一部のみを受理とし、残りを不受理とする場合には、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」に、受理とする部分及び不受理とする部分を明確にするとともに、不受理とする部分については、その理由を記載するものとする。</u> (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての更新)</p> <p>69 の 4 - 9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。 (省略) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本關知的財</p>	<p>下「専門委員制度運用通達」という。」の第 1 章の 3 の <u>_____に規定する意見聴取の場を開催する場合は、その開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日</u>までに、追加意見書の提出を認めるものとする。 (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)</p> <p>69 の 4 - 7 申立先税関は、<u>申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の</u> <u>_____に規定する意見書の送付を受けた場合は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</u> 申立先税関は、意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申し立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 3 章において準用する第 1 章の 12 の規定によるものとする。 及び (同左) <u>申立先税関の本關知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」(C-5656) 又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」(C-5658) を申立人に交付するとともに、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</u></p> <p>(同左)</p> <p>(輸出差止申立ての更新)</p> <p>69 の 4 - 9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。 (同左) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本關知的財</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸出差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書のみの提出を求めることし、添付資料等の提出は求めないものとする。<u>なお、保護対象商品等表示等について、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</u></p> <p>及び (省略) 更新の受理又は不受理については、前記 69 の 4 - 7 に準じて取り扱うものとする。なお、<u>更新の受理を輸出差止申立ての有効期間の満了の日前に行う場合、更新後の輸出差止申立ての有効期間の開始日は、当該満了日の翌日とする。</u></p> <p>— <u>更新を認めた輸出差止申立て内容の公表については、前記 69 の 4 - 8 に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(輸出差止申立てに係る供託等) 69 の 6 - 1 法第 69 条の 6 (法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(i) 供託物の種類 (省略) 法第 69 条の 6 第 3 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 の 及びに準じて取り扱う。 ただし、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（平成 13 年法律第 75 号）第 278 条第 1 項に規定する<u>振替債</u>については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(II) ~ (I) (省略)</p>	<p>産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸出差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書のみの提出を求めることし、添付資料等（<u>経済産業大臣申立時意見書を除く。</u>）の提出は求めないものとする。</p> <p>及び (同左) 更新の受理又は不受理については、前記 69 の 4 - 7 に準じて取り扱うものとする。なお、<u>更新を認めた輸出差止申立て内容の公表については、前記 69 の 4 - 8 に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(輸出差止申立てに係る供託等) 69 の 6 - 1 法第 69 条の 6 (法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(i) 供託物の種類 (同左) 法第 69 条の 6 第 3 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 の 及びに準じて取り扱う。 ただし、<u>社債等の振替に関する法律</u>（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項に規定する<u>振替社債等</u>については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(II) ~ (I) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ (省略)</p> <p>~ (省略)</p> <p>供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(ⅰ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C - 5620)に「認定通知書(輸出者等用)」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ⅱ) 上記(ⅰ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書(権利者用)」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>□ 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い</p> <p>(ⅰ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記 69 の 3 - 2 の イ又は二により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>(ⅱ) 上記(ⅰ)の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>ハ～ヘ (省略)</p> <p>及び (省略)</p> <p>(通關解放金)</p> <p>69 の 10 - 2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで(法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>供託命令</p> <p>イ 法第 69 条の 10 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通關解放金供託命令書」(C-5766)の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。</p> <p>□ (省略)</p> <p>ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていな</p>	<p>□ (同左)</p> <p>~ (同左)</p> <p>供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(ⅰ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C - 5620)に「認定通知書(輸出者等用)」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ⅱ) 上記(ⅰ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書(権利者用)」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>□ 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い</p> <p>(ⅰ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記 69 の 3 - 1 (認定手続) 二(ⅰ)により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>(ⅱ) 上記(ⅰ)の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>ハ～ヘ (同左)</p> <p>及び (同左)</p> <p>(通關解放金)</p> <p>69 の 10 - 2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで(法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>供託命令</p> <p>イ 法第 69 の 10 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通關解放金供託命令書」(C-5766)の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。</p> <p>□ (同左)</p> <p>ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていな</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>い官署にあっては、発見部門の長。下記 から_までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を輸出者等に命ずる場合には、「通關解放金供託命令書」を当該輸出者等に交付するとともに、収納課長等に「通關解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本關知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通關解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本關知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>(省略)</p> <p>法第 69 条の 10 第 4 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6 - 1 (關稅の担保の種類) の 及び の規定に準じて取り扱う。ただし、<u>社債、株式等の振替に関する法律第 278 条第 1 項</u>に規定する<u>振替債</u>については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(II) ~ (II) (省略)</p> <p>□ (省略)</p> <p>~ (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（各種通知書等の送付方法）</p> <p>69 の 11 ~ 69 の 21 - 2 税關官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4 - 1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、<u>簡易書留</u>）をもって交付することとする。</p>	<p>い官署にあっては、発見部門の長。下記 から_までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を輸出者等に命ずる場合には、「通關解放金供託命令書」を当該輸出者等に交付するとともに、収納課長等に「通關解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本關知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通關解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本關知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>(同左)</p> <p>法第 69 条の 10 第 4 項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6 - 2 (關稅の担保の種類) の 及び の規定に準じて取り扱う。ただし、<u>社債等の振替に関する法律第 129 条第 1 項</u>に規定する<u>振替社債等</u>については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(II) ~ (II) (同左)</p> <p>□ (同左)</p> <p>~ (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（各種通知書等の送付方法）</p> <p>69 の 11 ~ 69 の 21 - 2 税關官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4 - 1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、<u>配達記録付郵便</u>）をもって交付することとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4 - 1 の 及び 2 の 4 - 2 の による公示送達によるものとする。</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69 の 11 - 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>業として輸入されるものでないもの</p> <p>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4 - 1 の 及び 2 の 4 - 2 の による公示送達によるものとする。</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69 の 11 - 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>業として輸入されるものでないもの</p> <p>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記 69 の 12 - 1 の認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>~ (同左)</p> <p><u>(認定手続)</u></p> <p>69 の 12 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>— 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署</p> <p>イ 認定依頼</p> <p>(1) 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税關支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品について前記 67-3-13（税關における見本の採取）により見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5804)(以下この節において「認定依頼書」という。)をもつ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>て当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。</p> <p>この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。</p> <p>(注) 認定依頼を受けた署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。 下記(Ⅳ)において同じ。</p> <p>(Ⅳ) 旅具通関扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長（統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸入に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。）は、「保管証」（C-5806）を 2 部作成し、1 部を輸入者に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、速やかに知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。</p> <p>(注) 認定依頼を受けた知的財産担当官は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議するものとする。</p> <p>なお、監視部知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(Ⅴ) 國際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る國際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便事業株式会社支店又は郵便局（以下「取扱郵便局等」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C-5808）（以下「発見通報書」という。）をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>二までにより処理する。</p> <p>□ <u>輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</u></p> <p>(ⅰ) <u>認定手続を開始する旨の通知は、輸入者等に対しては「認定手続開始通知書(輸入者用)(C-5810)(国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書(名あて人用)(C-5812)」以下この節において「認定手続開始通知書(輸入者等用)」という。)を、権利者に対しては「認定手続開始通知書(権利者用)(C-5814)をそれぞれ交付することにより行う。</u></p> <p>(ⅱ) <u>受理されている輸入差止申立て(特許権、実用新案権又は意匠権に係るものを除く。)に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(ⅰ)にかかわらず、認定手続を開始する旨の通知は、輸入者等に対しては「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者用)(C-5811)(国際郵便物にあっては「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(名あて人用)(C-5813)」以下この節において「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)」という。)を、権利者に対しては「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)(C-5815)をそれぞれ交付することにより行う。</u></p> <p>(ⅲ) <u>実用新案権のうち後記 69 の 13 - 3 の のイの(ⅰ)に定めるものについては、同項の のイの(ⅰ)の 警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。</u></p> <p>(ⅳ) <u>輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して 10 日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする(過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。)ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物については、原則として、3 日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。</u></p> <p>(ⅴ) <u>上記(ⅳ)により認定手続を開始する旨を通知した場合であって、輸入者等から令第 62 条の 16 第 4 項第 5 号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出(以下「争う旨の申出」という。)があった場合は、知的財産調査官又は知的財産担当官は、申立人に対し輸入者等か</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>ら争う旨の申出があった旨並びに申立人及び輸入者等に対し証拠を提出し、意見を述べることができる期限を速やかに通知する（申立人には「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」（C-5819）、輸入者等には「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」（C-5820）を交付するものとする。）。この場合における上記の適用に当たっては、申立人及び輸入者等が証拠を提出し、意見を述べることができる期限の起算日は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日とする。</p> <p>八 生産者の氏名等の通知 <u>法第 69 条の 12 第 3 項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記の規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」（C - 5816）により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認める場合」とは、税關への提出書類又は疑義貨物（梱包、説明書等を含む。）に、例えば、「製造者名 _____」、「MANUFACTURER _____」、「produced by × ×」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。</u></p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日（上記の（ア）により認定手続を開始する旨を通知した場合は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して 1 か月以内を目途として、次により行う。</p> <p>「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。</p> <p>なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外觀から侵害すると認める物品を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などが記載</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>された資料により確認を行うとともに、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>— 輸入者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。ただし、上記口の(四)により認定手続を開始する旨を通知した場合において、令第 62 条の 16 第 4 項第 5 号に規定する期限までに輸入者等から争う旨の申出がないときは、認定手続中に輸入者等が自発的処理を行った場合を除き、「輸入差止申立書」及びその添付資料等により、侵害物品に該当するか否かを認定する。</p> <p>なお、上記 の口の(四)又は(五)で設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>— 輸入者等又は権利者の一方が、その主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが判明した場合には、その証拠の提出をしようとする。</p> <p>— 輸入者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸入者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。</p> <p>(注) 個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。</p> <p>(四) 「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2 部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸入者等用)」「認定手続開始(輸入者等意思確</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>認)通知書(輸入者等用)、「認定手続開始通知書(権利者用)」又は「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 12 第 2 項又は第 3 項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(一)において同じ。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(一) 「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合であって、次のいずれにも該当する場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸入者等又は申立人に対し説明するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「認定手続開始通知書(輸入者等用)」、「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)」、「認定手続開始通知書(権利者用)」又は「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)」に記載された疑義貨物の数量が 5 個以下の場合 — 当該申出をした輸入者等又は申立人(当該輸入者等又は申立人の他に実際に上記(一)の貨物の点検を実施する者がいる場合には、その者)の住所から疑義貨物が置かれている税関官署等まで、鉄道（新幹線を除く。）を利用して概ね二時間以上の移動時間を要する場合 (二) 疑義貨物の認定に際し、疑義貨物に係る個別具体的な情報の取扱いに十分注意したうえで、必要に応じて権利者に対し疑義貨物の鑑定を依頼する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>なお、鑑定に際しては、輸入者等から当該物品を権利者へ提示するのに問題となる箇所がないか確認のうえ、問題がある旨の申出があり、当該申出に理由があると認められる場合は、当該箇所を被覆したうえで提示すること。</p> <p>(注) 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(イ) 「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日（上記口の(イ)により認定手続を開始する旨を通知した場合には、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）から 1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うこととなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p> <p>(ハ) 輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(ト) 認定手続の過程において、輸入者等から疑義貨物について自発的処理を行う旨申出があった場合には、次により取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸入同意書の提出又は切除等の修正の場合 当該処理を認め、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱う。 — 廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄の場合 当該処理を認め、処理が行われたことを確認のうえ認定手続を取りやめるものとする。 <p>ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等 知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記二(ト)の の場合を含む。）又は上記二(ト)の により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5821）をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>① 輸入者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸入者用）」（C-5822）（国際郵便物にあっては「認定通知書（名あて人用）」（C-5824）。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。）を交付する。ただし、上記二の①のただし書の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定（没収）通知書」（C-5823）を交付することとして差し支えない。なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸入者等用）」には、「任意放棄書」（C-5380）を添付する。（注）輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者等用）」を交付したことを通報する。</p> <p>② 権利者への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> — 認定結果の通知 — 「認定通知書（権利者用）」（C-5826）を交付する。 — 認定手続取りやめ通知 — 「処理結果通知書」（C-5828）を交付する。 <p>知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署</p> <p>イ 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、侵害疑義物品について前記 67-3-13 により見本（見本検査承認申請が見込まれる場合における見本を含む。）を採取したうえ、上記 の口からホまでにより処理する。</p> <p>（注）発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議する。以下ハにおいて同じ。</p> <p>ロ 旅具通関扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を輸入者に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、上記 の口からホまでにより処理する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(注) <u>発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議するものとする。</u> <u>なお、監視部知的財産担当官は、必要に応じ本關知的財産調査官に協議するものとする。</u></p> <p><u>八 国際郵便物の場合</u> <u>発見部門の長は、取扱郵便局等に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記 の口からホまでにより処理する。</u></p> <p><u>裁判外紛争解決手続の活用</u></p> <p><u>イ 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行うこととして差し支えない。この場においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」(C - 5830) 3 部（原本、権利者及び輸入者等交付用）を提出させるものとする。</u></p> <p><u>ロ 当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸入者等からその結果を証する書類を提出させるものとする。この場合において、当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸入者等に対し 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。</u></p> <p><u>ハ なお、裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解除までの期限が延長されるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: right;">（新規）</p> <p><u>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</u></p> <p><u>69 の 12 - 1 - 1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>— 見本の採取等</u></p> <p><u>イ 一般輸入貨物の場合</u> <u>発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>同じ。)は、侵害疑義物品について前記 67-3-13(検査における見本の採取)に準じて見本を採取する。この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。</p> <p>口 旅具通関扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長(統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸入に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。)は、「保管証」(C-5806)を2部作成し、1部を輸入者に交付して侵害疑義物品を保管する。</p> <p>ハ 國際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長(統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る國際郵便物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便事業株式会社支店又は郵便局(以下この節において「取扱郵便局等」という。)に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」(C-5808)をもって通報する。</p> <p>認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当</p> <p>イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署</p> <p>侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記 の取扱いをしたうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5804)(以下この節において「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記 69 の 12-1-2 から 69 の 12-1-8 に規定する事務を処理するものとする。</p> <p>口 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税關官署</p> <p>侵害疑義物品の発見部門の長が、後記 69 の 12-1-2 から 69 の 12-1-8 に規定する事務を処理するものとする。</p> <p>一 本関知的財産調査官等との協議</p> <p>上記 のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>若しくは知的財産担当官又は上記 の口に規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に(上記 の口の場合には、監視部の知的財産担当官を経て)協議するものとする。</u></p> <p>— 実用新案権に係る留意点 <u>実用新案権のうち後記 69 の 13 - 3 の イの①に定めるものについては、同項の イの①の 警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。</u></p> <p>(認定手続開始通知) <u>69 の 12 - 1 - 2 法第 69 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</u></p> <p>— 通常の認定手続 イ 輸入者等への認定手続開始通知 <u>輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C-5810）（国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名あて人用）」（C-5812）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸入者用）」という。）を交付することにより行う。</u> ロ 権利者への認定手続開始通知 <u>権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C-5814）を交付することにより行う。</u> — 簡素化手続 イ 輸入者等への認定手続開始通知 <u>受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権又は意匠権に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記イにかかわらず、輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C-5811）（国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）」（C-5813）。以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」という。）を交付することにより行う。</u></p>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 申立人への認定手続開始通知 <u>受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権又は意匠権に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記口にかかわらず、申立人に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」(C-5815)を交付することにより行う。</u></p> <p>— 生産者の氏名等の通知 <u>生産者の氏名等の通知は、次により行うものとする。</u></p> <p>1 当該認定手続に係る疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が認定手続開始通知を行う際に明らかである場合は、当該認定手続開始通知に併せて通知することとする。</p> <p>□ 当該認定手続中に当該疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかになった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5816)により、権利者に通知することとする。</p> <p>ハ 法第 69 条の 12 第 3 項に規定する生産者の氏名等が「明らかであると認める場合」とは、税關への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名」、「MANUFACTURER」、「produced by × ×」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。</p> <p>(証拠・意見の提出期限)</p> <p>69 の 12 - 1 - 3 前記 69 の 12 - 1 - 2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>— 回答期限 <u>輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認めら</u></p>	
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。) ただし、<u>疑義貨物のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)</u>については、原則として、3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。</p> <p>— 争う旨の申出があった場合の期限等の通知</p> <p>前記 69 の 12 - 1 - 2 のにより認定手続開始通知を行った場合であって、輸入者等から令第 62 条の 16 第 4 項第 5 号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出(以下「争う旨の申出」という。)があった場合は、申立人及び輸入者等に対し、以下により証拠の提出又は意見の陳述の期限を通知するものとする。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、申立人に対し輸入者等から争う旨の申出があった旨並びに申立人及び輸入者等に対し証拠を提出し、意見を述べることができる期限を速やかに通知する(申立人には「証拠・意見提出期限通知書(申立人用)(C-5819) 輸入者等には「証拠・意見提出期限通知書(輸入者等用)(C-5820) を交付するものとする。)この場合における上記の適用に当たっては、申立人及び輸入者等が証拠を提出し、意見を述べることができる期限の起算日は、「証拠・意見提出期限通知書(申立人用)」又は「証拠・意見提出期限通知書(輸入者等用)」の日付の日の翌日とする。</p> <p>— 回答期限の延長</p> <p>上記又はの規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面(任意の様式)により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、<u>疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否について</u>は特に慎重に検討するものとする。</p> <p>(疑義貨物に対する調査等)</p> <p>69 の 12 - 1 - 4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p>	
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
— <u>認定手続の期間</u> 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日（前記 69 の 12 - 1 - 2 の ）により認定手続開始通知を行った場合は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日（の翌日から起算して 1 か月以内を目途とする。 1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うこととなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。	
— <u>疑義貨物の確認による調査</u> 調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸入差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品の確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸入差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、関係機関に対し、速やかに DNA 鑑定の依頼を行うものとする。	
— <u>輸入者等又は権利者からの証拠又は意見に基づく調査</u> 前記 69 の 12 - 1 - 3 の規定により輸入者等又は権利者から提出された証拠又は陳述された意見に基づく調査は、次のとおり行うものとする。 イ 輸入者等又は権利者の一方がその主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが明らかとなった場合には、当該他方の者に対してその証拠を提出するようしょうようする。 ロ 輸入者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸入者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。 (注) 個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。	
— <u>輸入差止申立書に基づく調査</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>前記 69 の 12 - 1 - 2 の</u>により認定手続を開始する旨を通知した場合において、令第 62 条の 16 第 4 項第 5 号に規定する期限までに輸入者等から争う旨の申出がないときは、認定手続中に輸入者等が自発的処理を行った場合を除き、「輸入差止申立書」及びその添付資料等により、侵害物品に該当するか否かを認定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 疑義貨物の鑑定 <ul style="list-style-type: none"> <u>疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>権利者に鑑定を依頼する場合には、疑義貨物に係る情報の取扱いに十分な注意を払うものとする。</u> 口 <u>当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、あらかじめ当該疑義貨物の輸入者等から同意を得るとともに、提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。</u> ハ <u>疑義貨物の鑑定は、原則として、税關官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。</u> — 認定が困難である場合等 <ul style="list-style-type: none"> <u>輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</u> <p>(疑義貨物の点検等)</p> <p><u>69 の 12 - 1 - 5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 点検の申請 <ul style="list-style-type: none"> <u>輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸入者等用)」「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)」「認定手続</u> 	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>開始通知書（権利者用）又は「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」の写しを添えて提出するよう求める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>個別情報の取扱い</u> 申立人による疑義貨物の点検の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 12 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。 — <u>税関職員の立会い</u> 点検は、税関官署内又は保税地域内で、<u>知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもと</u>に行うこととする。 <p><u>（画像情報の送信）</u></p> <p><u>69 の 12 - 1 - 6 認定手続において、輸入者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>輸入差止申立書が受理されている場合</u> 当該認定手続に係る疑義貨物が、「<u>輸入差止申立書</u>」が受理されている<u>知的財産に係るもの</u>である場合であって、「<u>認定手続開始通知書（輸入者等用）</u>」、「<u>認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）</u>」、「<u>認定手続開始通知書（権利者用）</u>」又は「<u>認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）</u>」に記載された疑義貨物の数量が 10 個以下の場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸入者等又は申立人に対し説明するものとする。 — <u>輸入差止申立書が受理されていない場合</u> 当該認定手続に係る疑義貨物が、「<u>輸入差止申立書</u>」が受理されている<u>知的財産に係るものではない</u>場合は、原則として、画像情報の電子メールによる送信は行わない。 	
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(裁判外紛争解決手続の活用)</u></p> <p><u>69 の 12 - 1 - 7 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）を活用して紛争を解決することを希望する場合の取扱いは、次による。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>申請書等の提出</u> 「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」(C-5830) 3 部（原本、権利者及び輸入者等交付用）の提出を求めるものとする。当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸入者等からその結果を証する書類の提出を求めるものとする。 — <u>紛争解決手続の結果に基づく認定</u> 上記に規定する結果を証する書類が提出された場合は、原則として、当該書類の内容を踏まえ、侵害の該否を認定するものとする。当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸入者等に対し 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。 — <u>通関解放との関係</u> 裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通關解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。 <p><u>(認定通知等)</u></p> <p><u>69 の 12 - 1 - 8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>発見部門の長に対する通報</u> 認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」(C-5821) を送付し、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を通報する。 	<p><u>(新規)</u></p>
	<u>(新規)</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>— <u>輸入者等への通知</u></p> <p>「認定通知書（輸入者用）」(C-5822)（国際郵便物にあっては「認定通知書（名あて人用）」(C-5824)。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。）を交付する。ただし、前記 69 の 12-1-4 の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定（没収）通知書」(C-5823)を交付することとして差し支えない。なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（名あて人用）」には、「任意放棄書」(C-5380)を添付する。</p> <p>(注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。</p> <p>— <u>権利者への通知</u></p> <p>認定結果については「認定通知書（権利者用）」(C-5826)を、認定手続きを取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」(C-5828)を交付する。</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>認められる自発的処理</p> <p>輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>— <u>疑義貨物に係る自発的処理</u></p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p>輸入者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、税關職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめる。</p> <p>ロ 輸入同意書の提出</p>	
	改正前
	<p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 12-2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税取締部門にも通報する。</p> <p>なお、採取見本については前記 67-3-13（検査における見本の採取）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>輸入者等が、権利者からの輸入同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸入を認める。</u></p> <p>八 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p><u>輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」(C-5832)により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</u></p> <p>二 任意放棄</p> <p><u>輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸入者等が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続を取りやめる。</u></p> <p>ホ 積戻し</p> <p><u>輸入者等が疑義貨物の積戻しを申し出た場合は、輸出貿易管理令第2条の規定により輸出承認が必要であるので留意する。当該疑義貨物の積戻しを認めた場合には、認定手続を取りやめるものとする。</u></p> <p>一 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p><u>輸入者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸入申告を撤回させたうえ、税關職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は滅却を行うものとする。</u></p> <p>ロ 輸入同意書の提出</p> <p><u>輸入者等が、権利者からの輸入同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸入を認める。</u></p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p>	<p><u>により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</u></p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(Ⅰ) <u>輸入者が廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合</u> <u>輸入申告を撤回させたうえ、税關職員の立会いの下で疑義貨物又は侵害物品を廃棄又は滅却させる。</u></p> <p>(Ⅱ) <u>輸入者が権利者からの輸入同意書を提出した場合</u> <u>輸入を認める。</u></p> <p>(Ⅲ) <u>輸入者が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</u> <u>権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」(C-5832)により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認める（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸入は認めないと）。</u></p> <p>(Ⅳ) <u>輸入者が任意放棄する意思を明らかにした場合</u> <u>「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、輸入者等が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。</u></p> <p>ロ 国際郵便物の場合</p> <p>(Ⅰ) <u>名あて人が権利者からの輸入同意書を提出した場合</u> <u>取扱郵便局等、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」(C-5834)をもって通報する。</u></p> <p>(Ⅱ) <u>名あて人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</u> <u>権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認め</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。</u></p> <p><u>当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</u></p> <p><u>二　任意放棄</u></p> <p><u>輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸入者等が当該侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。</u></p> <p><u>ホ　積戻し</u></p> <p><u>輸入者等が侵害物品の積戻しを申し出た場合は、輸出貿易管理令第 2 条の規定により輸出承認が必要であるが、商標権、著作権又は著作隣接権に係る侵害物品の輸出承認の申請があっても承認されないので、留意する。</u></p> <p><u>一　他部門への通報</u></p> <p><u>上記　又は　に規定する自発的処理の結果については、発見部門の長が認定手続を執った場合を除き、速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官及び保税取締部門に通報する。</u></p> <p><u>二　取扱郵便局等への通報</u></p> <p><u>疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記　の口から二まで又は　の口から二までに規定する処理が行われた場合、取扱郵便局等に対し通報するものとする。この際、上記　の口若しくはハ又は　の口若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」(C-5834) により、上記　の二又は　の二に規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより通報するものとする。</u></p> <p><u>三　採取した見本の扱い</u></p> <p><u>採取見本については前記 67-3-13 (検査における見本の採取) に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</u></p>	<p><u>られる場合には、取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。</u></p> <p><u>(ii)　名あて人が任意放棄する意思を明らかにした場合</u></p> <p><u>「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、名あて人が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局等に対し、当該物品が名あて人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<u>(侵害物品等の積戻しの取扱い)</u> 69 の 12 - 3 疑義貨物又は侵害物品の積戻しを行おうとする者は、輸出貿易管理令第 2 条 ((輸出の承認)) の規定により、輸出承認が必要であるが、商標権、著作権又は著作隣接権に係る侵害物品の輸出承認の申請があつても承認されないので留意すること。
(認定後の取扱い) <u>69 の 12 - 3 - 1</u> (省略) 侵害物品に該当する物品 侵害物品に該当する旨の認定に対し異議申立てができる期間が経過するまでの間(侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。)は、原則として、法第 69 条の 11 第 2 項の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合又は前記 69 の 12 - 1 - 8 の のただし書に該当する場合を除き、輸入者等に対し、前記 69 の 12 - 2 の のイの(I)又は(I)の処理をしようとするものとする。なお、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。	(認定後の取扱い) <u>69 の 12 - 4 - 1</u> (同左) 侵害物品に該当する物品 侵害物品に該当する旨の認定に対し異議申立てができる期間が経過するまでの間(侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。)は、原則として、法第 69 条の 11 第 2 項の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合又は前記 69 の 12 - 1 の のホの(I)ただし書に該当する場合を除き、輸入者等に対し、前記 69 の 12 - 2 の のイの(I)又は(I)の処理をしようとするものとする。なお、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。
(通關解放が行われた貨物の取扱い) <u>69 の 12 - 3 - 2</u> 発見部門の長は、通關解放が行われた貨物については、前記 69 の 12 - 3 - 1 の に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する(発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。)とともに、保税取締部門にも通報する。この場合においては、原則として、通關解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。	(通關解放が行われた貨物の取扱い) <u>69 の 12 - 4 - 2</u> 発見部門の長は、通關解放が行われた貨物については、上記 69 の 12 - 4 - 1 の に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する(発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。)とともに、保税取締部門にも通報する。この場合においては、原則として、通關解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。
(侵害物品の没収又は積戻命令の手続) <u>69 の 12 - 4</u> 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議	(侵害物品の没収又は積戻命令の手続) <u>69 の 12 - 5</u> 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本關知的財産調査官に協議するもの（前記 69 の 12 - 1 - 8 の のただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 没収の場合 <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」（C-5836）（前記 69 の 12 - 1 - 8 の のただし書に該当する場合は、「認定（没収）通知書」。以下この節において「没収通知書」という。）を交付する。</p> ② 積戻命令の場合 <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書」（C-5838）を交付する。</p> <p>国際郵便物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 発見部門の長は、名あて人に対して「没収通知書」を交付する。 また、取扱郵便局等に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 <p>（廃棄の手続）</p> <p>69 の 12 - 5 前記 69 の 12 - 2 の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の 12 - 4 の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>会計課長への引継ぎ</p> <p>発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号該当物品引継書」（C-5839）に「任意放棄書」又は「没収通知書」の写しを添付して、速やかに会計課長に引き</p>	<p>申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本關知的財産調査官に協議するもの（前記 69 の 12 - 1 の の木の(イ)ただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 没収の場合 <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」（C-5836）（前記 69 の 12-1 の の木の(イ)ただし書に該当する場合は、「認定（没収）通知書」。以下この節において「没収通知書」という。）を交付する。</p> ② 積戻命令の場合 <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書」（C-5838）を交付する。</p> <p>国際郵便物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 発見部門の長は、名あて人に対して「没収通知書」を交付する。 また、取扱郵便局等に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 <p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>継ぐこととする。</u></p> <p>— <u>国庫帰属の通知</u></p> <p><u>任意放棄物品又は没収物品が税関官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。</u></p> <p>— <u>任意放棄物品及び没収物品の処理</u></p> <p><u>会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する異議申立て、審査請求又は行政処分取消訴訟（以下「行政争訟」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。</u></p> <p>— <u>見本とする場合</u></p> <p><u>会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができます。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記に準じ、廃棄するものとする。</u></p> <p>— <u>物品の管理</u></p> <p><u>会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(輸入差止実績の公表)</p> <p>69 の 12 - 6 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。</p> <p>侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕出国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。</p> <p>各税關においては、上記の範囲の実績並びに各税關の知的財産別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えない。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69 の 13 - 3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本(認証官印付きであることを要しない。)及び公報(登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面(以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。)(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>二 著作権又は著作隣接権(著作権法第 113 条第 5 項に係るものを除く。)</p> <p>侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の 及び に掲げる事項を記載したもの(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)</p> <p>侵害すると認める物品が著作物に依拠していること</p> <p>侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること</p> <p>ホ～ト (省略)</p> <p>～ (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13 - 6 前記 69 の 13 - 2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>～ (省略)</p>	<p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69 の 13 - 3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本及び公報(登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面(以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。)(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 著作権又は著作隣接権(著作権法第 113 条第 5 項に係るものを除く。)</p> <p>侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の 及び に掲げる事項を記載したもの(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、<u>判定書</u>又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)</p> <p>侵害すると認める物品が著作物に依拠していること</p> <p>侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること</p> <p>ホ～ト (同左)</p> <p>～ (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13 - 6 前記 69 の 13 - 2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>～ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (省略)</p> <p>口 利害関係者からの追加意見書の提出</p> <p>上記 により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（専門委員制度運用通達の第 1 章の 3 の <u> </u> に規定する意見聴取の場を開催する場合は、その開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日）までに、追加意見書の提出を認めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 13 - 7 申立先税関は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>申立先税関は、<u>申立審査通達の第 1 章の 3 の</u> に規定する意見書の審査結果に基づき、輸入差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸入差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p> <p>及び （省略）</p> <p>申立先税関の本關知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C-5856) 又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C-5858) を申立人に交付するとともに、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。<u>なお、当該輸入差止申立ての一部のみを受理とし、残りを不受理とする場合には、「輸入差止申立て・更新受理通知書」に、受理とする部分及び不受理とする部分を明確にするとともに、不受理とする部分については、その理由を記載するものとする。</u></p> <p>（省略）</p>	<p>利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (同左)</p> <p>口 利害関係者からの追加意見書の提出</p> <p>上記 により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（専門委員制度運用通達の第 1 章の 3 の <u> </u> に規定する意見聴取の場を開催する場合は、その開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日）までに、追加意見書の提出を認めるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 13 - 7 申立先税関は、<u>申立審査通達の第 1 章の 3 の</u> に規定する意見書の送付を受けた場合は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>申立先税関は、意見書の審査結果に基づき、輸入差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸入差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p> <p>及び （同左）</p> <p>申立先税関の本關知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C-5856) 又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C-5858) を申立人に交付するとともに、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69 の 13 - 9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸入差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみの提出を求ることとし、添付資料等の提出は求めないものとする。<u>なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</u></p> <p>及び (省略)</p> <p>更新の受理又は不受理については、前記 69 の 13 - 7 に準じて取り扱うものとする。なお、<u>更新の受理を輸入差止申立ての有効期間の満了の日前に行う場合、更新後の輸入差止申立ての有効期間の開始日は、当該満了日の翌日とする。</u></p> <p>— <u>更新を認めた輸入差止申立て内容の公表については、前記 69 の 13 - 8 に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い)</p> <p>69 の 13 - 12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>輸入差止情報提供の審査期間</p> <p>情報提供先税關（<u>輸入差止情報提供の提出を受けた税關</u>）をいう。以下の節において同じ。）の本關知的財產調査官及び総括知的財產調査官は、<u>輸入差止情報提供の提出</u>の日の翌日から起算して 1 月以内に輸入差止情報提供の審査を終了するよう努めるものとする。</p> <p>輸入差止情報提供の手續</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ その他の資料</p> <p>情報提供先税關の本關知的財產調査官は、情報提供者から次の から</p>	<p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69 の 13 - 9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸入差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみの提出を求ることとし、添付資料等（<u>経済産業大臣申立時意見書を除く。</u>）の提出は求めないものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>更新の受理又は不受理については、前記 69 の 13 - 7 に準じて取り扱うものとする。なお、<u>更新を認めた輸入差止申立て内容の公表については、前記 69 の 13 - 8 に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い)</p> <p>69 の 13 - 12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>輸入差止情報提供の審査期間</p> <p>情報提供先税關（<u>輸入差止情報提供を受け付けた税關</u>）をいう。以下の節において同じ。）の本關知的財產調査官及び総括知的財產調査官は、<u>輸入差止情報提供の受付</u>の日の翌日から起算して 1 月以内に輸入差止情報提供の審査を終了するよう努めるものとする。</p> <p>輸入差止情報提供の手續</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ その他の資料</p> <p>情報提供先税關の本關知的財產調査官は、情報提供者から次の から</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>らに掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税關に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>～（省略）</p> <p>及び（省略）</p> <p>輸入差止情報提供の継続期間の延長等</p> <p>イ（省略）</p> <p>口 継続書が提出された場合は、前記 69 の 13 - 9 の から_に準じて取り扱う。</p> <p>（省略）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15 - 1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>（省略）</p> <p>法第 69 条の 15 第 3 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 の 及び に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、<u>社債、株式等の振替に関する法律第 278 条</u>第 1 項に規定する<u>振替債</u>については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(Ⅰ) ~ (Ⅲ)（省略）</p> <p>口（省略）</p>	<p>に掲げる資料等を輸入差止情報提供の受付の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税關に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>～（同左）</p> <p>及び（同左）</p> <p>輸入差止情報提供の継続期間の延長等</p> <p>イ（同左）</p> <p>口 継続書が提出された場合は、前記 69 の 13 - 9 の から_に準じて取り扱う。</p> <p>（同左）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15 - 1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手續は、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>（同左）</p> <p>法第 69 条の 15 第 3 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 の 及び に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、<u>社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）</u>第 129 条第 1 項に規定する<u>振替社債等</u>については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(Ⅰ) ~ (Ⅲ)（同左）</p> <p>口（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略) 供託された金銭等の取扱い イ (省略) 口 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記 69 の 12 - 2 (輸入者等による自発的処理の取扱い)(2)のイ又は二により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。 (ロ) (省略) ハ～ヘ (省略) 及び (省略)</p> <p>(通關解放金) 69の20 - 2 法第69条の20第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 供託命令 イ 法第 69 条の 20 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通關解放金供託命令書」(C-5966) の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。 ロ (省略) ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記 から_までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を輸入者等に命ずる場合には、「通關解放金供託命令書」を当該輸入者等に交付するとともに、収納課長等に「通關解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本關知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通關解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本關知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p>	<p>~ (同左) 供託された金銭等の取扱い イ (同左) 口 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記 69 の 12 - 1 (認定手続) (1)二(ア)により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。 (ロ) (同左) ハ～ヘ (同左) 及び (同左)</p> <p>(通關解放金) 69の20 - 2 法第69条の20第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手續は、次による。 供託命令 イ 法第 69 の 20 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通關解放金供託命令書」(C-5966) の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。 ロ (同左) ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記 から_までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を輸入者等に命ずる場合には、「通關解放金供託命令書」を当該輸入者等に交付するとともに、収納課長等に「通關解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本關知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通關解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本關知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>(省略)</p> <p>法第69条の20第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の6-1の及びの規定に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(ロ)～(ニ) (省略)</p> <p>口 (省略)</p> <p>~ (省略)</p>	<p>供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>(同左)</p> <p>法第69条の20第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の6-1の及びの規定に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、<u>社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等</u>については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(ロ)～(ニ) (同左)</p> <p>口 (同左)</p> <p>~ (同左)</p>
第 6 章 の 2 認 定 通 関 業 者	第 6 章 の 2 認 定 通 関 業 者
<p>(認定通関業者の認定申請手続)</p> <p>79-1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この章において「申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者が受けている通関業の許可に係る税關(以下のこの章において「所轄税關」といい、複数の税關において通関業の許可を受けている場合は、そのいずれかの所轄税關とする。)の本關の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門(以下のこの章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税關(以下のこの章において「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下のこの章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</p>	<p>(認定通関業者の認定申請手続)</p> <p>79-1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この章において「申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者が受けている通関業の許可に係る税關(以下のこの章において「所轄税關」といい、複数の税關において通関業の許可を受けている場合は、そのいずれかの所轄税關とする。)の本關の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門(以下のこの章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税關(以下のこの章において「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下のこの章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>規則第 9 条の<u>6</u>各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>規則第 9 条の<u>6</u>第 3 号に規定する担当者とは、通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）22 - 1 の に規定する従業者をいうので留意する。</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79 - 4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>— 令第 69 条第 5 項の規定に基づく認定通関業者の認定内容の変更の届出は、通関業法基本通達 12 - 1 の から までの規定により行われることとなるので留意する。</p> <p>— 法第 79 条第 3 項第 1 号ハ又はニに該当することとなった場合又は法第 79 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>規則第 9 条の<u>5</u>各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>規則第 9 条の<u>5</u>第 3 号に規定する担当者とは、通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）22 - 1 の に規定する従業者をいうので留意する。</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79 - 4 令第 69 条第 5 項の規定に基づく認定通関業者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C - 9030) 2 通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することとする。また、法第 79 条第 3 項第 1 号ハ又はニに該当することとなった場合又は法第 79 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>